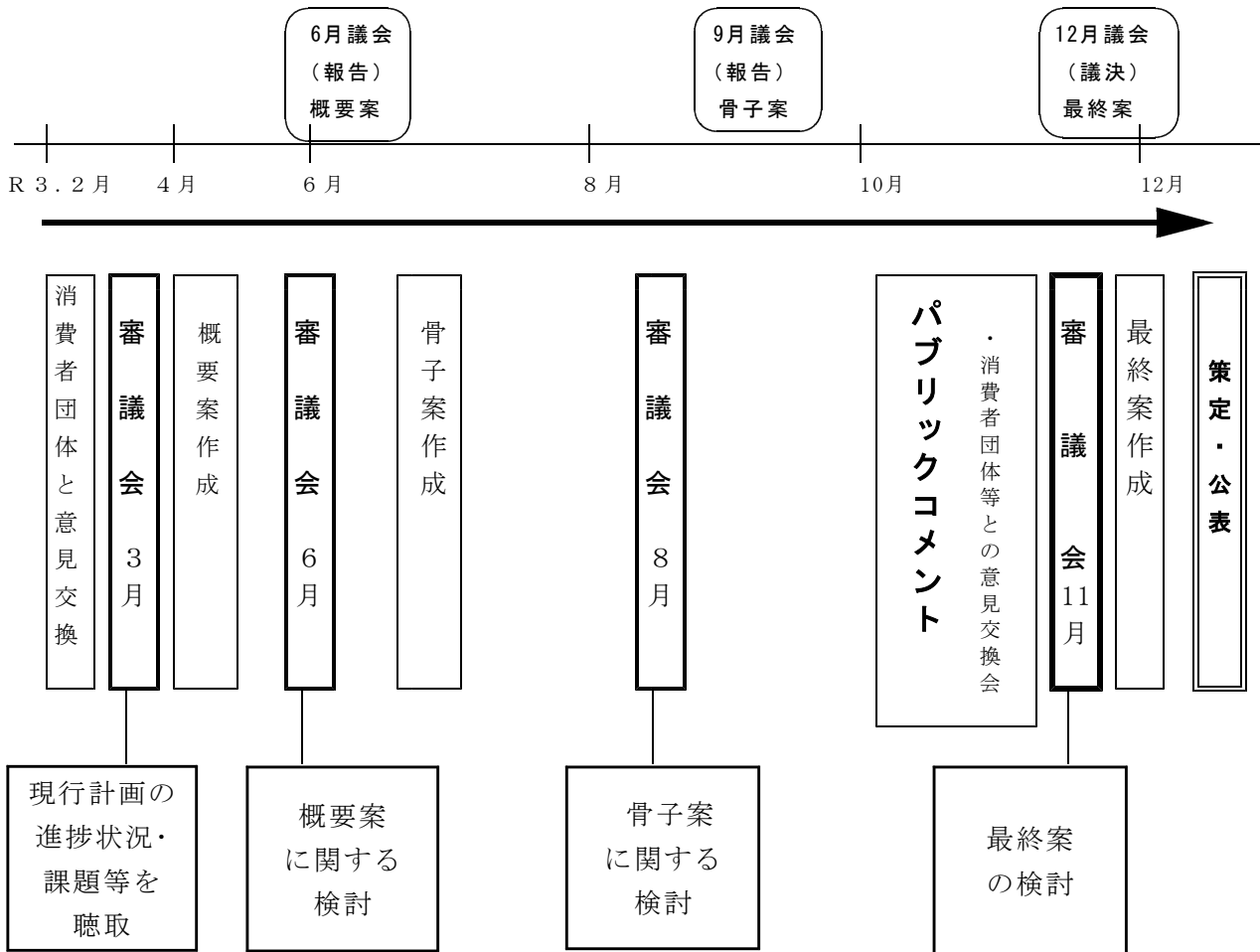


第 6 次京都府食の安心・安全行動計画（令和 4～6 年度） の策定について（案）

1 策定の根拠等

- ・京都府食の安心・安全推進条例第 5 条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・現在の行動計画（第 5 次・令和元年度～3 年度）は令和 3 年度までの計画のため、次期計画を、令和 3 年度中に策定

2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

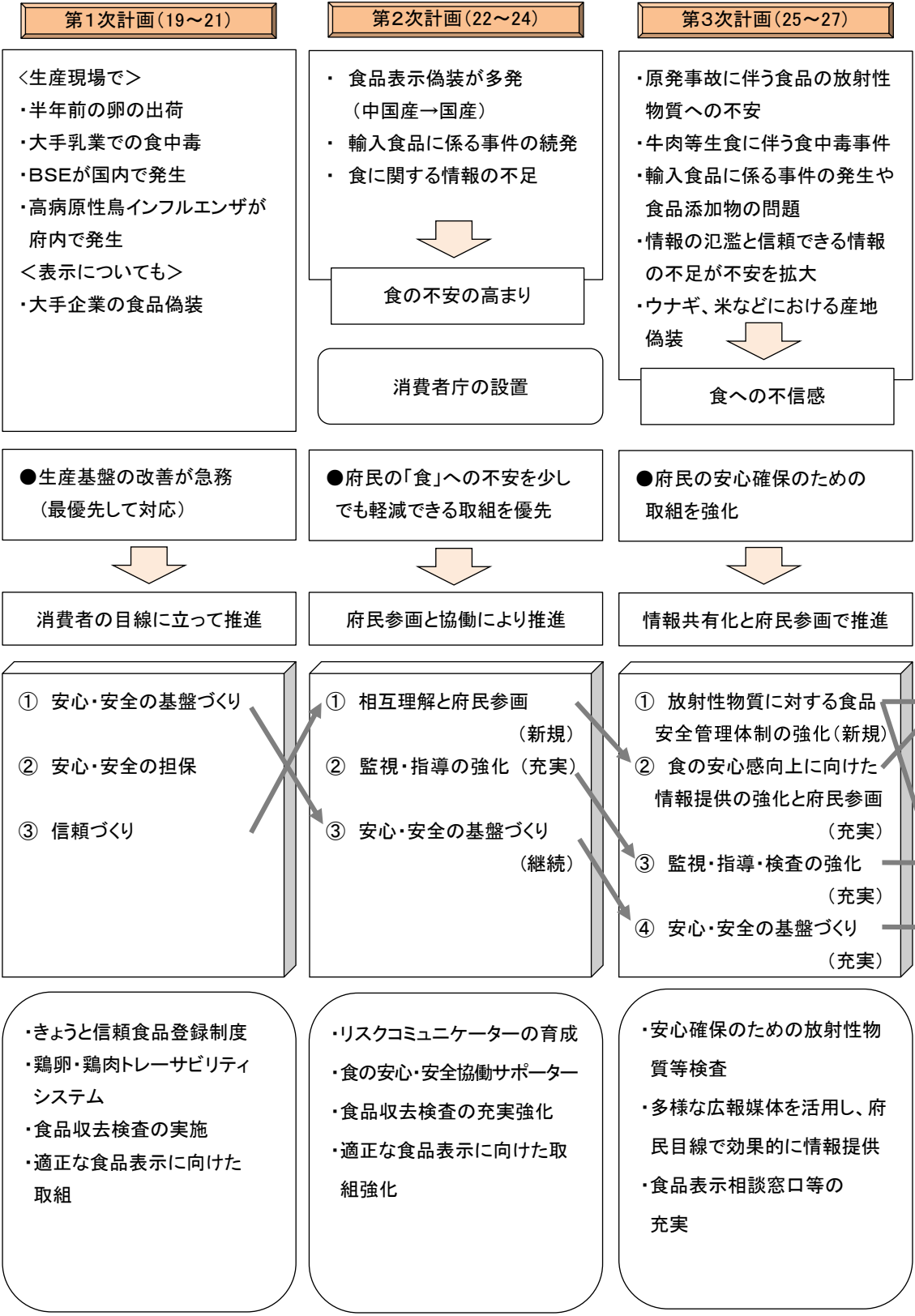
（食の安心・安全行動計画）

第 5 条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

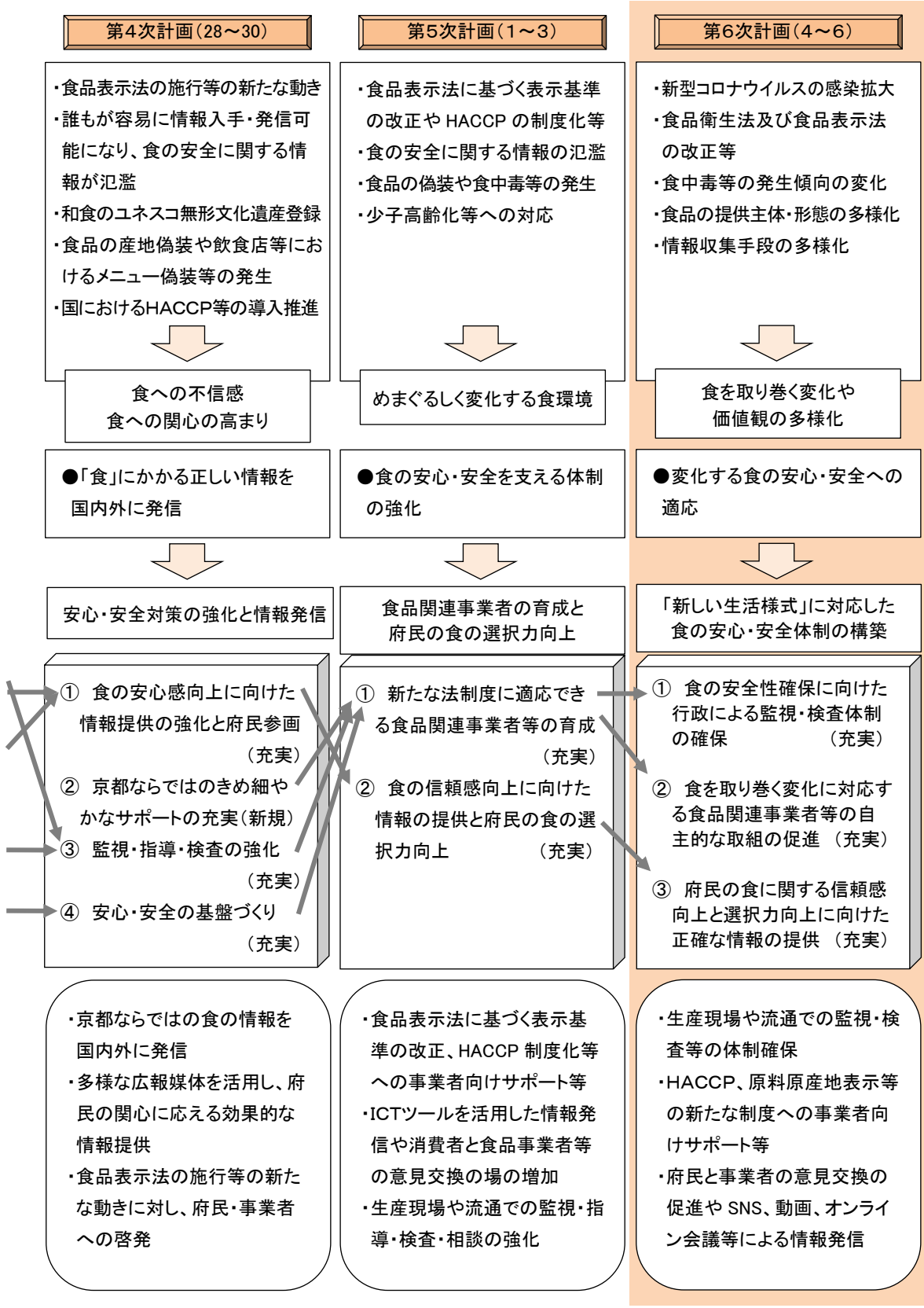
2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第 25 条第 1 項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第 6 項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



京都府食の安心・安全行動計画の推移 第4～6次



「第6次京都府食の安心・安全行動計画」骨子（案）について

令和3年8月
農林水産部

次期行動計画骨子(案)として、令和4年度から令和6年度までの施策の内容を以下のとおり考えております。

1 施策の方針

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や価値観の多様化など「食」を取り巻く情勢の変化を踏まえ、生産から流通、消費までの各段階における食の安心・安全を確保するため、行政と事業者、府民が協働、連携して、3つの重点施策を柱に、全30項目にわたる取組を総合的かつ計画的に推進する。

2 食を取り巻く現状と課題

(1) 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

①生産現場等の監視、指導

【現状】高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生、二枚貝類の養殖海域における貝毒の蓄積など、生産現場におけるリスクが継続・顕在化

【課題】生産に伴うリスクを低減し、生産者を支援するための監視や指導が必要

②流通段階の監視、指導

【現状】食中毒や食品の不適切表示、異物混入等による自主回収が引き続き発生
コロナ禍の影響により、新たにテイクアウトや宅配等を開始する事業者が増加

【課題】新たにテイクアウト等を開始する事業者をはじめ、食品関連事業者に対する食品の適正な衛生管理や表示方法に関する情報提供や監視・指導が必要

(2) 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

①安心・安全な食品を提供する事業者等の育成

【現状】食中毒や食品の不適切表示等による自主回収が発生する中、HACCPの制度化や食品等のリコール情報の届出、加工食品の原料原産地表示が義務化

【課題】食品関連事業者等への食中毒等の防止に向けた啓発とともに、新たな制度周知のためのICTを活用した研修機会の提供により、事業者等の自主的な取組を促進し、速やかに制度を定着させることが必要

②持続可能な農業の推進

【現状】国連でSDGs（持続可能な開発目標）が採択されるなど、改めて、気候変動、生物多様性に配慮した持続可能な農業が注目されている

【課題】有機農業を含む環境にやさしい農業の推進をはじめ、栽培履歴の情報開示による産地の信頼確保等、府内における持続可能な農業の実現に向けた取組が必要

(3) 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

①府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

【現状】コロナ禍において、対面型交流会等の開催が困難な中、ICTの発展・普及を背景にオンライン会議等新しい生活様式への対応が進展

【課題】府民のICT等の対応状況に配慮した交流機会や情報発信の工夫が必要

②府民の食に関する学習環境の充実

【現状】外出の自粛や在宅時間の拡大により、情報収集手段が多様化し、SNSやオンライン動画等を活用する府民が増加

【課題】信頼性に欠ける情報もあるため、正確な情報提供と情報の選択力向上が必要

3 食の安心・安全に向けた取組の展開（全 30 項目のうち主な 13 の取組）

(1) 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

① 生産現場等の監視、指導

〔目指す姿〕生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反などが発生しないことを目指します。

| | 取組 | 指標 | 現 状 R2年度実績 | 目標値 R6年度 |
|---|--------------------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 新 | 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 | 検査率 (%/年) | 100 | 100 |
| 新 | 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 | 調査数 (回/年) | 48 | 48 |

② 流通段階の監視、指導

〔目指す姿〕流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。

| | | | | |
|---|----------------------|---------------------------|----------|----------|
| | 科学的検査による食品表示の監視 | 食品表示違反(指示等) (件/年) | 違反 0 | 違反 0 |
| 新 | テイクアウトを行う飲食店に対する監視指導 | テイクアウトによる食中毒発生件数 (件/年) | 食中毒 1 | 食中毒 0 |

(2) 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

① 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成

〔目指す姿〕安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。

| | | | | |
|--|------------------------------|----------------|----|-----|
| | 自主的な残留農薬分析 | 検査数 (検体/年) | 88 | 124 |
| | HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催 | 開催数 (回/年) | 20 | 30 |
| | 食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発 | 普及啓発数 (回/年) | 5 | 5 |

② 持続可能な農業の推進

〔目指す姿〕持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

| | | | | |
|---|------------------------------|---------------|-------|-------|
| | 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 | 面積 (h a) | 2,110 | 2,306 |
| 新 | 京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入 | 延導入団体数 (件) | 1 | 4 |

(3) 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

① 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

〔目指す姿〕消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

| | | | | |
|--|--|---------------|-----|-----|
| | 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 | 参加者数 (人/年) | 429 | 500 |
| | 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 | 延登録者数 (人) | 56 | 130 |

② 府民の食に関する学習環境の充実

〔目指す姿〕府民・食品関連事業者への確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。

| | | | | |
|--|-------------------------|---------------|----|----|
| | SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 | 発信数 (回/年) | 24 | 24 |
| | 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 | 総動画再生数 (回) | 2万 | 3万 |

4 スケジュール

- ・ 9月 常任委員会 骨子案報告
- ・ 10月 パブリックコメント実施（令和3年10月1日から10月29日）
- ・ 12月 定例会 最終案を議案提出

「第6次京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)

I 第6次行動計画策定の趣旨

京都府では、京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第5条第1項の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を平成19年から3年ごとに定めています。

第5次行動計画においては、食品衛生法等に基づく新たな制度、食物アレルギーを有する子どもの増加など、めまぐるしく変化する情勢に適応し、災害時も含めて安心・安全な食を提供する事業者等を育成するとともに、府民にその事業者の取組情報を的確に提供し、食に関する相互理解を促進する取組を行ってきました。

第6次行動計画においては、府民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識の下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や価値観の多様化に伴う「食」を取り巻く情勢の変化にも対応した「令和4年度から令和6年度までの目標、施策等」を明らかにします。

II 構成

- 第6次行動計画策定の趣旨
- 第1章 食を取り巻く現状及び課題
 - 1 食を取り巻く情勢・動向
 - 2 第5次行動計画の成果と課題
- 第2章 第6次行動計画の基本的な考え方
- 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開
 - 1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保
 - 2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進
 - 3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供
 - 4 食の安心・安全に関わる危機管理対応
- 第4章 第6次行動計画の管理・公表

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く情勢・動向

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大が続いており、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以来、人々の移動と交流の制約が長期化しています。

京都府においても、海外からの観光客は急減し、緊急事態宣言のもと、飲食店への休業要請に伴う府内産高級食材の需要が低下するなど、農林水産業を含む食関連産業に大きな影響が生じており、コロナ禍を踏まえた京都府総合計画の取組方針として、「京都府 WITH コロナ・POST コロナ戦略」を令和3年6月にとりまとめました。

また、食を取り巻く様々な場面においても、感染防止のための三密や接触の回避など、消費者、事業者ともに新しい生活様式への対応が求められる中、京都府では感染防止対策を実施している飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を令和3年7月に開始しました。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、食品の生産から、流通、消費の各段階に大きな影響をもたらしており、適時適切な対応が必要です。

(2) 食品衛生法改正によるHACCPの制度化等の新たな法制度への対応

食品衛生法が改正（平成30年6月改正、令和3年6月完全施行）され、営業許可業種が再編されるとともに、原則として全ての食品等事業者*はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるようになり、事業者に速やかに制度を定着させることが必要です。

また、同法及び食品表示法の改正（平成30年6月改正、令和3年6月施行）により、食品等のリコール情報の届出が義務化され、府民及び事業者への周知と適切な運用が求められています。

さらに、食品表示法に基づく食品表示基準の改正（平成29年9月改正、令和4年4月完全施行）により、原則として全ての加工食品**に原料原産地表示が義務化され、府民及び事業者への周知が必要です。

*食品等事業者：食品や添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等を営む者や、学校、病院等で継続的に不特定・多数の人に食品を供与する者です。

＊＊加工食品：「製造又は加工された食品」のことで、調味や加熱等したものが該当し、具体的な食品は食品表示法の食品表示基準に示されています。

（３）安心・安全な食品の提供と安心して食事できる食環境の整備

令和２年度には、高病原性鳥インフルエンザが、国内で過去にない規模で発生し、豚熱も拡大しており、養殖二枚貝類の貝毒対策を含めて、生産現場の監視等とともに、情報不足による風評被害を防止するため、消費者への適切な情報提供が必要です。

また、全国的にアニサキス、カンピロバクター属菌及びノロウイルスによる食中毒が散発する状況が続き、発生数が下げ止まりの状況にあるほか、食品の不適切表示、異物混入等による自主回収の事例も見られることから、監視・指導が必要です。

令和元年度の「京都府児童生徒の健康と体力の現状」調査において、食物アレルギーのある児童生徒は、小学校 6.5%、中学校 7.3%の割合であることや、高齢者の食の安全確保や健康寿命延伸に向けて、誰もが安心して、食事ができる食環境への支援が求められています。

（４）持続可能な社会への関心の高まり

国連でSDGs（持続可能な開発目標）が採択されるなど、持続可能な社会の実現に向けた関心が高まり、様々な取組が広がる中で、食に関係する分野においても、エシカル消費など消費者教育や気候変動、生物多様性に配慮した持続可能な農業が注目されており、有機農業を含む環境にやさしい農業の推進等、府内における持続可能な農業の取組が求められています。

（５）SNS等の普及と正確な情報

ICT技術の進展を背景に「新しい生活様式」における外出の自粛や在宅時間の拡大もあり、SNSやオンライン動画等インターネットを活用した情報の発信・収集が普及・拡大し、それらを活用する府民が増加しています。

このような変化によって、府民には、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットが高まる一方で、信頼性に欠ける情報もあるため、行政が正確な情報を発信することに加えて、府民が情報を適切に選択することの重要性が高まっています。

2 第5次行動計画（令和元年度～3年度）の成果と課題

（1）第5次行動計画の取組

ア 施策の柱と目指す姿の設定

第5次行動計画では、柱1「新たな法制度に適応できる食品関連事業者等の育成」と柱2「食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上」の2つの柱を立て、柱1では、食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反が発生しないことを目指して、29項目に、また、柱2では、食の安心・安全について、理解する府民が拡大することを目指して、14項目に取り組んでいます。

イ 数値目標の達成状況

これら43の取組ごとに設定した数値目標を、令和元年度には40項目で80%以上達成し、ほぼ計画どおりに取り組むことができました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、三密や接触を避けるため、対面型の研修会を自粛したことから、80%以上達成したのは32の取組に止まりましたが、オンライン会議の活用や動画のインターネット公開など「新しい生活様式」に対応して取組を実施することができました。

ウ 目指す姿の実現状況

（ア）食中毒等による健康被害の拡大防止

府内（保健所設置の京都市を除く）では、悪質な食品表示の違反等の発生は無く、食中毒（令和元年度：7件、令和2年度：4件）の発生時には、速やかに原因究明のために必要な調査や事業者への衛生指導を行い、府民の健康被害の拡大を抑えることができました。

（イ）食の安心・安全について理解する府民の拡大

食に関するリスクコミュニケーションや消費者と生産者との交流会等において、令和元年度から2年度に約1,500名（うちオンライン等約400名）の府民参加があり、食の府民大学等で公開している学習動画は、約17,000回の視聴があるなど、広く活用されました。

このような取組の結果、府民アンケートでは、府の食の安心・安全について、「安心」・「どちらかといえば安心」が70%（平成29年度）から88%（令和2年度）に上昇するなど、理解が進みました。

(2) 今後の課題

食を取り巻く情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、食品の生産、流通、消費の各段階に、大きな影響が生じていることを踏まえ、食の安心・安全の取組を進める主体となる行政、事業者、消費者が、「新しい生活様式」に対応しながら、以下の取組を実施する必要があります。

ア 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査の着実な実施

(ア) 生産現場等の監視

養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生防止やトリガイ、カキ類等の養殖で、貝毒蓄積を防止するための監視

(イ) 流通段階の監視

新型コロナウイルス感染症の影響等により、テイクアウト等を開始する事業者や野生鳥獣肉(ジビエ)など様々な流通食品の衛生管理の不備、不適切表示等食品に由来する事故を未然に防ぐための監視

イ 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組

(ア) HACCP制度など新たな法制度に対応するための支援

府内に多い中小規模事業者において、HACCP制度や原料原産地表示を定着するため、規模や業種等に応じたきめ細やかな支援

(イ) 食物アレルギー等への対応

食品関連事業者や修学旅行生を受け入れる施設等におけるアレルギー表示の徹底、子育てや高齢者サロン等で食事を提供するボランティア向けの食中毒や食物アレルギー対策に関する学習機会の提供

(ウ) 持続可能な農業の推進

農業の持続的な発展に向け、農業に由来する環境への負荷を軽減する取組として、特別栽培米など環境にやさしい農業の支援

府内農業者の経営向上と産地の信頼確保のための京野菜等の栽培履歴記帳の電子化システム導入の支援

ウ 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流

オンライン会議の活用等により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供し、府民と食品関連事業者等の交流による相互理解の促進を支援

(イ) 府民の食に関する学習環境の充実

食の安心・安全に関する府民のSNS等の活用機会の増加に対応するため、食の府民大学の動画講座の拡大等正確な情報を発信し、府民が情報を適切に選択する環境を支援

第2章 第6次行動計画の基本的な考え方

第1章で掲げた食を取り巻く現状や課題に対応し、府民の食の安心・安全をより高い水準で確保するため、令和4年度から3年間を対象期間とした第6次行動計画を定めます。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応しながら、「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」、「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」、「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」の3つの柱を中心に施策を総合的かつ計画的に推進し、これらの取組を通じ、行政、事業者、府民が協働・連携して、食の安心・安全を確保します。

1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

「新しい生活様式」における食品の提供主体・形態の多様化に対応するとともに、食品による健康被害の未然防止等のため、行政による生産現場等や流通段階での監視、指導、検査等の実施により、食品の安全性を確保し、食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。

2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

食品の生産から流通、販売に至る各段階における安全性確保のため、食品関連事業者等に対して、ICT等を活用した新たな制度に関する研修機会の提供により自主的な取組を促進するとともに、環境に優しい農業など持続可能な農業の推進により、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

府民の情報収集手段が多様化する中、食への信頼感向上のため、動画やオンライン会議の活用により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供し、府民と食品関連事業者等の交流により相互理解を促進し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。

なお、第5次行動計画で取り上げた食文化継承、食品ロス削減の取組やSDGsに関連して注目されるエシカル消費等消費者教育の取組は、それぞれ、令和3年3月に策定した「第4次京都府食育推進計画」や今年度に策定予定の「京都府食品ロス削減推進計画」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に位置づけ、相互に連携しながら、役割分担することとします。

施策の体系

| | |
|---------------|---|
| 「新しい生活様式」への対応 | 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応しながら、食の安心・安全施策を推進します。 |
|---------------|---|

| 柱 | 取組（○主な取組） | |
|---|--|---|
| 1 食の安全 監視性・確保 に体向けた 確行保政 | 目指す姿 | 生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。 |
| | (1) 生産現場等の監視、指導 | <ul style="list-style-type: none"> 1 農薬使用者に対する適正使用指導 2 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導 ○3 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 4 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導 ○5 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 6 農薬販売店への立入調査 7 飼料等製造業者、販売業者への立入調査 |
| | 目指す姿 | 流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。 |
| | (2) 流通段階の監視、指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○8 科学的検査による食品表示の監視 9 食品表示の巡回指導 ○10 テイクアウトを行う飲食店に対する監視指導 11 食品衛生法に基づく食品等の収去検査 12 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導 |
| 2 食を 連事業者等 の自化に 的対 取る 食品 促進 | 目指す姿 | 安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。 |
| | (1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 13 農薬講習会の開催 14 農薬管理指導士の養成 ○15 自主的な残留農薬分析 ○16 HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催 17 6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催 ○18 食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発 19 きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店 20 ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催 21 食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上 22 緊急時の食に関する対応研修会の開催 |
| | 目指す姿 | 持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。 |
| | (2) 持続可能な農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○23 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 24 気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施 ○25 京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入 |
| 3 正と府 確選 な民 情力食 報向 の情 提に 供向 け信 た頼 感上 | 目指す姿 | 消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。 |
| | (1) 府民と食 品関連事 業者の交 流による 相互理解 の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 ○27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 |
| | 目指す姿 | 府民・食品関連事業者への確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。 |
| | (2) 府民の食 に関する 学習環境 の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 ○30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 |

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

府民に安心・安全な食品が届くよう、食品の生産から流通、販売に至る各段階における法令遵守状況を府においてしっかり監視、指導します。

(1) 生産現場等の監視・指導

目指す姿

生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。

安心・安全な京都府産農林水産物の生産には、適正に製造、販売された飼料や農薬などの資材を、生産者が適切に使用することが大前提です。さらに、世界的に抗菌薬（抗生物質）が効かない薬剤耐性菌感染症の拡大が懸念され、国も人体への抗菌薬の使用はもとより、畜水産分野についても、慎重使用を更に進めているところです。また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生を防止するためには、畜産農家による日頃からの家畜の適切な飼育と疾病の侵入防止対策の実施が何より重要です。

そこで、農作物の生産農家に対し、農薬の使用状況を確認し、適正使用や農薬の適切な保管について指導するとともに、消費者の信頼を確保するため、栽培履歴等の情報開示を推進します。

また、全ての畜産農家に対して、飼料や動物用医薬品の適正使用や飼養管理等について指導するとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病予防法等に基づく検査や飼養衛生管理基準遵守の点検を行い、家畜伝染病の発生予防に継続して取り組むとともに、適切に情報提供して、風評被害の防止に努めます。

水産養殖業者についても同様に、水産物の安全性確保のために、適切な養殖環境の保持や動物用医薬品の適正使用等について、巡回指導等を実施します。また、毒化した貝類の流通を防止するために、二枚貝類養殖の盛んな海域において、定期的なモニタリングを行うことにより、貝毒の発生状況を監視し、養殖業者や漁業協同組合など関係者への注意喚起及び指導を行います。

さらに、農薬販売店等の事業者に対して、立入調査を実施し、店頭での農薬の陳列状況や表示、在庫管理について確認、指導します。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現 状 R2年度実績 | 目標値 R6年度 |
|----|--------------------------------------|--------------|---------------|-------------|
| ① | 農薬使用者に対する適正使用指導 | 指導数 (回/年) | 268 | 270 |
| ② | 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導 | 指導率 (%/年) | 100 | 100 |
| ③ | 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 | 検査率 (%/年) | 100 | 100 |
| ④ | 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導 | 指導率 (%/年) | 100 | 100 |
| ⑤ | 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 | 調査数 (回/年) | 48 | 48 |
| ⑥ | 農薬販売店への立入調査 | 調査数 (回/年) | 152 | 200 |
| ⑦ | 飼料等製造業者、販売業者への立入調査 | 調査数 (件/年) | 13 | 13 |

(2) 流通段階の監視・指導

目指す姿

流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。

食品による健康被害を未然に防止するためには、食品衛生法や食品表示法に基づき流通食品の検査、監視を継続して行うことが重要です。

また、誤った食品の表示は、府民に誤認を与える可能性があるだけでなく、特に、アレルギー表示や消費期限、賞味期限表示の欠落や誤表示は、健康被害を招くおそれがあります。

そこで、関係機関と連携し、小売店の店頭において食品の表示状況を確認するパトロールの実施や、流通している食品の科学的分析を行い、産地や品種について、表示内容と一致しているか監視します。

検査や監視の結果、規格基準違反や不適切表示が判明した場合は、関係部局と連携し、原因究明と再発防止のための指導を行います。

また、テイクアウトや宅配により食品を提供する事業者への監視・指導を行うだけでなく、大量に広域流通させる食品製造施設や大規模小売店等を中心に流通食品の収去検査により残留農薬やアレルギー物質等の検査を行います。

さらに、より安全な野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用と府民のジビエに対する安全の確保のため、国や府が実施しているジビエ認証制度について狩猟者をはじめとする関係者に周知し、食肉処理施設運営者等に対する相談活動を行うとともに、ジビエを扱う食肉処理施設に対し、衛生管理の徹底について監視し、指導します。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現 状 R 2年度実績 | 目標値 R 6年度 |
|----|-----------------------|-------------------------------|----------------|--------------|
| ⑧ | 科学的検査による食品表示の監視 | 食品表示違反（指示等） （件／年） | 0 | 0 |
| ⑨ | 食品表示の巡回指導 | 適正表示率 （％） | 97 | 95以上 |
| ⑩ | テイクアウトを行う飲食店に対する監視指導 | テイクアウトによる 食中毒発生件数 （件／年） | 1 | 0 |
| ⑪ | 食品衛生法に基づく食品等の収去検査 | 検査数 （検体／年） | 462 | 750 |
| ⑫ | 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導 | 監視指導率 （％／年） | 95 | 100 |

2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

府内には小規模な食品関連事業者が多いという実態を踏まえながら、事業者が自主的に新たな法制度等に確実に取り組むことができるよう、「新しい生活様式」への対応として、オンライン配信や「食の府民大学」（京都府食の安全・食育 YouTube）の動画講座等を活用した研修機会の提供により、きめ細かく支援します。

(1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成

目指す姿

安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。

ア 安心・安全な食品を提供する事業者の育成

歴史と伝統に培われた高い技術により高品質な京都産食品を生み出す事業者全てが、HACCPをはじめとする新制度へのスムーズな適応や、食物アレルギーへの対策等ができるように、食品業界団体等と連携し、きめ細かく制度の周知活動を行います。

さらに、自主的に残留農薬を分析する等、自ら法令遵守に取り組む人材の育成を支援するなど、食品の生産から流通、販売に至る各段階において、信頼され続ける事業者の育成に努めます。

食品の安全性向上等のため、農薬講習会を実施し、農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を計画的に養成し、農薬の適正使用を進めます。

HACCP制度化については、食品等事業者の規模や業種等を考慮して、HACCPに基づく衛生管理又はHACCPを簡略化した衛生管理が義務づけられました。保健所による指導・助言など、きめ細かな伴走支援を実施するだけでなく、各事業者の食品衛生責任者に対するHACCP研修会を開催し、HACCPの理解促進と定着を図ります。

さらに、6次産業化や食品加工に取り組む農林漁業者に対してもHACCPの制度化や適切な食品表示に対応し、より一層食の安心・安全の取組を後押しする「食の安全マネジメント研修会」を開催します。

また、食品関連事業者が食品表示に確実に対応できるよう、事業者向けの食品表示講習会、相談対応、啓発資料の配付等を通じて、新たな食品表示制度の普及啓発を行います。

イ 誰もが安心して食事ができる環境の整備

飲食店における食環境の安心・安全を確保するため、府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を令和3年7月に開始しています。

少子高齢化の進展により、健康寿命延伸に向けた関心が高まっており、「減塩」「野菜たっぷり」「アレルギー表示」に取り組む飲食店を拡大し、健康に配慮した食生活を支援します。また、食物アレルギーへの対応が可能な協力施設の増加を目指し、安心して外食等ができる環境をつくります。

子育てや高齢者のサロン等、地域における居場所づくりの活動の中で、食中毒や食物アレルギーによる事故を防ぐために、サロンの主催者や食事を提供するボランティア等向けの講習会を開催するなど、食に関する正しい知識を習得する機会を増やします。

また、食物アレルギーは、深刻な健康被害につながることもあることから、正しい知識をもって対応することが重要です。

そこで、学校現場においては食物アレルギーを有する児童・生徒一人ひとりに対応することができるよう個別の対策プランを作成し、関係者で共有するとともに、修学旅行生等を受け入れる飲食店等の食物アレルギー表示についても、引き続き啓発していきます。

ウ 緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上

全国的に、地震や豪雨による災害が頻発している中、更に大規模な南海トラフ地震の発生も懸念されているところです。災害発生時は、ライフラインがストップするなど、衛生環境が悪化しやすく、避難所における食料の確保はもとより、食中毒の未然防止や食物アレルギー対応はとて重要です。

そこで、京都府では、緊急時の食の安心・安全への備えとして、適切な対応が迫られる自治体や団体職員向けの研修等を行い、職員の対応力の維持、向上を図ります。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現 状 R2年度実績 | 目標値 R6年度 |
|----|---------------------------------------|----------------|---------------|-------------|
| ⑬ | 農薬講習会の開催 | 参加人数 (人/年) | 261 | 290 |
| ⑭ | 農薬管理指導士の養成 | 延登録人数 (人) | 871 | 930 |
| ⑮ | 自主的な残留農薬分析 | 検査数 (検体/年) | 88 | 124 |
| ⑯ | H A C C P の定着に向けた指導と 食品衛生責任者の研修会開催 | 開催数 (回/年) | 20 | 30 |
| ⑰ | 6次産業化に取り組む生産者向け 食の安全マネジメント研修会の開催 | 開催数 (回/年) | 11 | 5 |
| ⑱ | 食品関連事業者向け新たな食品表示 制度の普及啓発 | 普及啓発数 (回/年) | 5 | 5 |
| ⑲ | きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店 | 延登録店舗数 (店舗) | 802 | 800 |
| ⑳ | ボランティア向けの食の安心・安全 講習会の開催 | 開催数 (回/年) | 5 | 5 |
| ㉑ | 食物アレルギーのある児童・生徒への 個別の取組プランの作成率の向上 | プラン作 成率(%) | 88 | 100 |
| ㉒ | 緊急時の食に関する対応研修会の 開催 | 開催数 (回/年) | 7 | 5 |

(2) 持続可能な農業の推進と食料の安定供給

目指す姿

持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

京都府では、農業の持続的な発展や自然環境の保全に貢献する、環境にやさしい農業等を推進してきたところですが、国連でSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、また、国においては令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、イノベーションにより実現することを目指す「みどりの食料システム戦略」が策定されるなど、改めて、気候変動、生物多様性に配慮した持続可能な農業が注目されています。

農業の持続的な発展に向け、化学合成農薬や化学肥料など農業に由来する環境への負荷を軽減する取組として、有機農業や特別栽培農産物、京都こだわり農法の普及など、高品質で環境にやさしい農業を引き続き推進します。

また、今後も続くと思われる地球温暖化をはじめとした気候変動等にも対応することができるよう、府の試験研究機関において、生産者等の要望に応じて、暑さに強い農作物の品種開発等の研究課題に取り組み、将来にわたり、安心・安全な京都府産農林水産物を安定供給することができるよう努めます。

さらに、京野菜等の栽培履歴記帳の電子化により、消費者に情報を開示することで、ブランド京野菜等の産地の信頼性を確保するとともに、生産者の負担を軽減し、府内の農業経営の競争力と持続可能性を向上します。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現 状 R2年度実績 | 目標値 R6年度 |
|----|--|---------------|---------------|-------------|
| ⑳ | 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 | 面積 (h a) | 2,110 | 2,306 |
| ㉑ | 気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施 | 件数 (件/年) | 6 | 6 |
| ㉒ | 京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入 | 延導入団体数 (件) | 1 | 4 |

3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

府民の食の信頼感向上のために、「新しい生活様式」への対応として、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションや「食の府民大学」(京都府食の安全・食育 YouTube)等、府民が食の安心・安全について学ぶ場を設け、食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供します。

また、府民と食の安心・安全に取り組む食品関連事業者の交流を通じて相互理解を促進します。

さらに、少子高齢化が進む中、若者をはじめ様々な世代が食の情報に触れる機会を増やし、食の安心・安全の意識向上を図ります。

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

目指す姿

消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

京都府産の農林水産物や加工食品の信頼感を向上させるために、「食の安心・安全フォーラム」をはじめとした安心・安全な農林水産物や加工食品を生産する事業者と交流できる機会を設けます。

また、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、食を取り巻く状況の変化やターゲットに合わせたテーマについて、府民のICT等の対応状況に配慮した上で、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションを開催し、府民と事業者の相互理解を促進します。

さらに、将来を担う若者の食に対する意識向上のため、引き続き、家政系の大学生等を中心とした「食の安心・安全ヤングサポーター*」を養成し、食の安心・安全に関する知識を身に付け、SNS等を活用した情報を発信していただくことで、食の安心・安全に関する正確な情報の周知・普及を強化していきます。

*食の安心・安全ヤングサポーター：家政系の大学生等を中心に、講習会等で食の安心・安全に関する知識を身に付け、友人等への情報発信や、食の安心・安全に関する施策への若者目線の提案を行います。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現 状 | 目標値 |
|----|--|---------------|----------|--------|
| | | | R 2 年度実績 | R 6 年度 |
| ②⑥ | 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 | 参加者数 (人/年) | 4 2 9 | 5 0 0 |
| ②⑦ | 学生等による食の安心・安全ヤングサポーターの養成 | 延登録者数 (人) | 5 6 | 1 3 0 |

(2) 府民の食に関する学習環境の充実

目指す姿

府民・食品関連事業者への的確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。

府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在していることから、虚偽・誇大な食品表示など必要に応じて、事業者に指導を行います。

このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、府民が、自らが求めている正しい情報を適切に選択することの重要性が高まっています。

そこで、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育 YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。

また、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供します。

なお、消費者庁において、年間を通してインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行っています。景品表示法(優良誤認表示)及び健康増進法(食品の虚偽・誇大表示)の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、SNS等を通じて消費者等への注意喚起が行われています。京都府においても、引き続き、国と連携し、消費者等への注意喚起を行います。

数値目標

| 番号 | 取組 | 指標 | 現状 | 目標値 |
|----|-------------------------------|-----------|--------|------|
| | | | R2年度実績 | R6年度 |
| ⑳ | 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 | 総動画再生数(回) | 2万 | 3万 |
| ㉑ | 府ホームページ等において、府の施策、取組を分かりやすく紹介 | 更新数(回/年) | 12 | 12 |
| ㉒ | SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 | 発信数(回/年) | 24 | 24 |

4 食の安心・安全に関わる危機管理対応

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報は、関係課と共有し、内容に応じて市町村、関係機関、府民等に周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する府民への影響が最小限となるよう取組を進めます。

また、府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が発生した場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で速やかに情報共有し、関係部局、警察本部等が連携して初動対応し、健康被害防止、再発防止に努めます。

さらに、近年増加するインターネット取引については、「京都府ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート及び地域別の被害分析や府全域のリアルタイムな相談情報共有により、食の安心・安全に関する被害が拡大する可能性があれば、関係課と速やかに被害防止や相談情報を共有し、府民への注意喚起等につなげます。

第4章 第6次行動計画の管理・公表

第6次行動計画は、P D C A（計画、実施、点検、見直し）の考え方に基づき、実施状況を把握して、適切な点検と進行管理を行うとともに、京都府食の安心・安全推進条例に基づき、毎年、行動計画に係る施策の実施状況及び結果を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

| | | 主な取組 | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|------|--|---|-----------------------|------------|--|--|------------|----------------------------|--|
| 柱 | 6次 | 5次 | 具体的な取組 | 指標 | 参考値 R2実績 | 数値目標 R6 | 数値目標の考え方 | | 主な担当課 | | |
| 1 に食よる 安全監視性・ 確検査に 体向 制けのた 確行 保政 | 目指す姿 | | 生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反などが発生しないことを目指します。 | | | | | | | | |
| | (1)生産現場等の監視・指導 | ① | ⑲ | 農業使用者に対する適正使用指導 | 指導数(回/年) | 268 | 270 | 府内5か所毎年50回以上、全体で270回、現場指導を行います。 | | 農産課 | |
| | | ② | ⑳ | 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導 | 指導率(%/年) | 100 | 100 | 全ての畜産農家に対して豚熱等の家畜伝染病の検査、飼養衛生管理基準遵守の点検、動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。 | | 畜産課 | |
| | | ③ | | 新規 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 | 検査率(%/年) | 100 | 100 | 高病原性鳥インフルエンザの検査や飼養衛生管理基準遵守の点検を行い、発生予防に取り組みます。 | | 畜産課 | |
| | | ④ | ㉑ | 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導 | 指導率(%/年) | 100 | 100 | 全ての水産養殖業者に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。 | | 水産課 | |
| | | ⑤ | | 新規 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 | 調査数(回/年) | 48 | 48 | 貝類の主要産地である4海域において、月1回、貝毒の発生状況を調査します。 | | 水産課 | |
| | | ⑥ | ㉒ | 農業販売店への立入調査 | 調査数(回/年) | 152 | 200 | 府内5か所毎年40回、全体で200回、店舗指導を行います。 | | 農産課 | |
| | | ⑦ | ㉓ | 飼料等製造業者、販売業者への立入調査 | 調査数(件/年) | 13 | 13 | 8年(法に基づく取引記録の保存年限)で全飼料等業者の調査を実施します。 | | 畜産課 | |
| | 目指す姿 | | 流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。 | | | | | | | | |
| | (2)流通段階の監視・指導 | ⑧ | ㉔ | 科学的検査による食品表示の監視 | 食品表示違反(指示又は命令)件数(件/年) | 0 | 0 | 食品表示違反0を目指し年4品目、各10検体程度、計画的に流通食品の抜き取り検査を実施し、食品表示が適切に行われているかを監視します。 | | 農政課 | |
| | | ⑨ | ㉕ | 食品表示の巡回指導 | 適正表示率(%) | 97 | 95以上 | 府内5か所毎年100店舗程度を巡回し、適正に表示されている食品の割合95%以上を目指し、監視・指導します。 | | 農政課、生活衛生課、健康対策課、消費生活安全センター | |
| | | ⑩ | | 新規 テイクアウトを行う飲食店に対する監視指導 | テイクアウトによる食中毒発生件数(件/年) | 1 | 0 | テイクアウトサービスを実施する飲食店への監視・指導を行い、食中毒発生件数0を目指します。 | | 生活衛生課 | |
| | | ⑪ | ㉖ | 食品衛生法に基づく食品等の取査検査 | 検査数(検体/年) | 462 | 750 | 残留農薬、添加物等の項目について計画的にモニタリング検査を行い、安全な食品の提供を確認します。 | | 生活衛生課 | |
| ⑫ | | ㉗ | 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導 | 監視指導率(%/年) | 95 | 100 | 当該施設(23施設)を年1回以上監視し、衛生管理の向上を指導します。 | | 生活衛生課 | | |
| 2 関連 運を 事取 業者 者等 の育 成 の 要 自 化 主 に 的 な 取 組 る の 食 促 進 | 目指す姿 | | 安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。 | | | | | | | | |
| | (1)安心・安全な食品を提供する事業者等の育成 | ⑬ | ⑥ | 農業講習会の開催 | 参加人数(人/年) | 261 | 290 | 農業を取り扱う府内事業者290名以上に対して講習会を開催し、農業の適正な使用を徹底します。 | | 農産課 | |
| | | ⑭ | ⑦ | 農業管理指導士の養成 | 延登録人数(人) | 871 | 930 | 農業の取扱いに精通した「農業管理指導士」を年間10名以上育成することで、農業の適正な使用を普及します。 | | 農産課 | |
| | | ⑮ | ⑧ | 自主的な残留農薬分析 | 検査数(検体/年) | 88 | 124 | 事業者が124検体程度自主的な残留農薬分析を行い、市場流通を未然に防ぐとともに、生産者に対して農業の適正な使用を徹底します。 | | 農産課 | |
| | | ⑯ | ② | HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催 | 開催数(回/年) | 20 | 30 | 府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を年30回開催し、HACCPに沿った衛生管理のフォローアップを行います。 | | 生活衛生課 | |
| | | ㉑ | ⑤ | 6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催 | 開催数(回/年) | 11 | 5 | 府内5か所HACCP導入・運用の完全義務化に対応するため、直売所に関連する加工業者を対象に、衛生管理研修会を開催します。 | | 流通・ブランド戦略課 | |
| | | ⑰ | ③④ | 食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発 | 普及啓発数(回/年) | 5 | 5 | 府内5か所で事業者向け講習会、資料提供等により参加者等の理解度90%以上を目指し、新たな食品表示制度を普及啓発します。 | | 農政課、健康対策課、生活衛生課 | |
| | | ⑱ | ⑰ | きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店 | 延登録店舗数(店舗) | 802 | 800 | 飲食店(32,698店(平成28年衛生行政報告例))の2.5%にあたる登録店舗数の維持を目指します。 | | 健康対策課 | |
| | | ⑳ | ⑭ | ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催 | 開催数(回/年) | 5 | 5 | 多様化する食品提供主体を対象に、府内5か所で食中毒や食物アレルギー対策等の講習会を開催します。 | | 生活衛生課、健康対策課、農政課 | |
| | | ㉒ | ⑮ | 食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上 | プラン作成率(%) | 88 | 100 | 公立学校において府が推奨するマニュアルに基づく個別プランの作成を目標にします。 | | 保健体育課 | |
| | | ㉓ | ⑱ | 緊急時の食に関する対応研修会の開催 | 開催数(回/年) | 7 | 5 | 府民のほか、自治体や団体職員等を対象とした、災害時の食の安心・安全に関する研修会を府内5か所で開催します。 | | 生活衛生課、健康対策課、農政課 | |
| | 目指す姿 | | 持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。 | | | | | | | | |
| | (2)持続可能な農業の推進 | ㉔ | ⑩ | 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 | 面積(ha) | 2,110 | 2,306 | 「環境にやさしい農業」①環境保全型農業直接支払、②京のこだわり農法、③特別栽培米、④有機農業の取組面積を毎年39ha拡大します。 | | 農産課 | |
| ㉕ | | ⑬ | 気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施 | 件数(件/年) | 6 | 6 | 温暖化や自然災害などのリスクを回避するため、新品種の育成や新技術の開発などの試験研究課題6件に取り組みます。 | | 流通・ブランド戦略課 | | |
| ㉖ | | | 新規 京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入 | 延導入団体数(件) | 1 | 4 | 栽培履歴の記載や履歴検査の効率化を推進するため、毎年1団体のシステム導入を実施します。 | | 流通・ブランド戦略課 | | |
| 3 た向 正上 民確 との な選 食情 況に 報力 関 の向 す提 上る 供に 信向 頼け 感 | 目指す姿 | | 消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。 | | | | | | | | |
| | (1)府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進 | ㉗ | ㉑① ㉒② ㉓③ | 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 | 参加者数(人/年) | 429 | 500 | 府内各地でリスクコミュニケーション等を開催し、計500人以上の参加により、消費者、事業者、行政の相互理解を促進します。 | | 農政課、関係課 | |
| | | ㉔ | ④ | 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 | 延登録者数(人) | 56 | 130 | 大学生等を対象に年10人以上のヤングサポーターを養成し、食の安心・安全に関する知識を普及啓発します。 | | 農政課、消費生活安全センター | |
| | 目指す姿 | | 府民・食品関連事業者への確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。 | | | | | | | | |
| | (2)府民の食に関する学習環境の充実 | ㉕ | ⑤ | 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 | 総動画再生数(回) | 20,000 | 30,000 | 毎年、新規講座を開講し、総動画再生回数3万回以上を目指し、府民の食に関する学習環境の充実を図ります。 | | 農政課、関係課 | |
| | | ㉖ | ⑦ | 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 | 更新数(回/年) | 12 | 12 | 毎月、府の施策や行事の最新情報をホームページ「食の安心・安全きょうと」にわかりやすく掲載します。 | | 農政課、生活衛生課、健康対策課、消費生活安全センター | |
| ㉗ | | ⑧ | SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 | 発信数(回/年) | 24 | 24 | 毎月2回、Facebook、Twitter等のSNSを活用し、食の安心・安全に関する情報を発信します。 | | 農政課、関係課 | | |

令和3年度第1回食の安心・安全審議会における委員意見及び府の対応

| 委員意見 | 府の対応 | 骨子案反映箇所 |
|--|--|--|
| ○食を取り巻く現状 | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症は、飲食の場面で感染が拡大することから、テイクアウトやデリバリーの増加以外にも、様々な影響が生じていることを反映してはどうか。</p> <p>唾液による飛沫感染を防ぐため、飲食店は営業時間を短縮し、酒類の提供等を自粛し、消費者は黙食が推奨される等の影響がある。</p> <p>農林漁業者を含め事業者、消費者を守っていく必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、本年6月「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」として、Eコマースを活用した販売拡大支援や、それに応えられる農産物の産地づくりなど食関連の施策をとりまとめ、さらに飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度を開始しています。 ・こうした現状に加え、関連する課題、対応する取組を骨子案に記載しています。 | <p><1章> 1 (1) (5) 2 (1) イ 2 (2) ア <2章> 冒頭 施策の体系 <3章> 1 (2) 2 冒頭 2 (1) 3 冒頭 <取組> ⑩、⑳他</p> |
| ○正しい情報の発信 | | |
| <p>正確ではない情報を掲載している雑誌がある。行動計画において、不正確な記事への罰則やインターネット等の記事の監視、抗議等の対応をお願いできないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの発展等により、様々な情報が発信される中、信頼性に欠ける情報もあるため、消費者に正確な情報を発信する必要があります。 ・加えて情報を適切に取捨選択することが重要となることから正確な情報の発信、国と連携した消費者等への注意喚起など対応する取組を骨子案に記載しています。 | <p><1章> 1 (5) 2 (2) ウ <3章> 3 (1) (2) 4 <取組> ⑳～㉓</p> |
| <p>行政側から積極的に農薬に関する正しい情報の発信をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、毎年農薬を取り扱う講習会を開催し、最新の情報を提供しています。 ・また、府HP上に農薬のページを設け、府の取組情報の掲載や各種制度の紹介を行っており、今後もページの充実を図り、正確な情報の発信に努めることとします。 ・対応する取組として、農薬講習会の実施や府HP、SNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | <p><3章> 2 (1) 3 (2) <取組> ⑬～⑮、⑳～㉓</p> |
| <p>かつては日常生活の中で子供等が得ていた生活の知識の伝承が難しくなっている。食品の保冷、じゃがいもの芽やスイセンの誤食による食中毒等の些細な情報も含めて、情報提供をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・府HPに「食の安心・安全きょうと」として、有毒植物による食中毒を含めた食に関する正確な情報を提供しています。 ・今後も正確な情報の窓口として認識いただけるよう、さらに発信を強化していきます。 ・対応する取組として、府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載して | <p><1章> 1 (5) 2 (2) ウ <3章> 3 (2) <取組> ⑳～㉓</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | います。 | |
| 食品の提供主体・形態の多様化について、テイクアウトやデリバリーに加え、キッチンカーも増えている。事業者向けの対応だけでなく、消費者への注意喚起や教育が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカーが増加している状況は把握しており、事業者への監視・指導を行っています。 ・今後は、HPや講習会等においてテイクアウトと同様にキッチンカーで購入した食品の持ち帰りについても、消費者へ温度管理と早めの喫食などの注意喚起を行っていきます。 ・現状として食品の提供主体・形態が多様化していること、対応する取組として府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | <p>< 2章 > 1 「食品の提供主体・形態の多様化」に含む < 3章 > 3 (2) < 取組 > ⑳～㉓</p> |
| 高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したが、スーパー等の店頭で安心できる情報がなかった。不正確な情報やコロナの影響で検査が十分にできていない等の不安がある中、やはり、安心できる情報を発信いただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・府HPにも引き続き掲載していくとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレット等を作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供することとします。 ・現状として高病原性鳥インフルエンザの発生が増加していること、対応する取組として養鶏農場への監視を骨子案に記載しています。 | <p>< 1章 > 1 (3) 2 (2) ア < 3章 > 1 (1) 3 (2) < 取組 > ③、⑳～㉓</p> |
| ○オンライン講習 | | |
| 実施したオンライン講習は、YouTube に掲載すれば利用者が増えるのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施したオンライン講習は、内容等に応じて「食の府民大学」(YouTube) に掲載します。 ・取組の展開として、事業者向けにきめ細かく研修機会を提供することを骨子案に記載しています。 | <p>< 3章 > 2 冒頭</p> |
| ○文言の統一 | | |
| 「遺伝子組換え食品」等の文言を食品安全委員会の用語集等を参考に統一してはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会、関係法令等において定義されている「遺伝子組換え食品」等の文言を使用します。 ・普及啓発版に用語集を掲載します。 | |

令和3年度第1回食の安心・安全審議会における委員意見及び府の対応

| 委員意見 | 府の対応 | 骨子案反映箇所 |
|--|--|--|
| ○食を取り巻く現状 | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症は、飲食の場面で感染が拡大することから、テイクアウトやデリバリーの増加以外にも、様々な影響が生じていることを反映してはどうか。</p> <p>唾液による飛沫感染を防ぐため、飲食店は営業時間を短縮し、酒類の提供等を自粛し、消費者は黙食が推奨される等の影響がある。</p> <p>農林漁業者を含め事業者、消費者を守っていく必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、本年6月「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」として、Eコマースを活用した販売拡大支援や、それに応えられる農産物の産地づくりなど食関連の施策をとりまとめ、さらに飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度を開始しています。 ・こうした現状に加え、関連する課題、対応する取組を骨子案に記載しています。 | <p><1章> 1 (1) (5) 2 (1) イ 2 (2) ア <2章> 冒頭 施策の体系 <3章> 1 (2) 2 冒頭 2 (1) 3 冒頭 <取組> ⑩、⑳他</p> |
| ○正しい情報の発信 | | |
| <p>正確ではない情報を掲載している雑誌がある。行動計画において、不正確な記事への罰則やインターネット等の記事の監視、抗議等の対応をお願いできないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの発展等により、様々な情報が発信される中、信頼性に欠ける情報もあるため、消費者に正確な情報を発信する必要があります。 ・加えて情報を適切に取捨選択することが重要となることから正確な情報の発信、国と連携した消費者等への注意喚起など対応する取組を骨子案に記載しています。 | <p><1章> 1 (5) 2 (2) ウ <3章> 3 (1) (2) 4 <取組> ⑳～㉓</p> |
| <p>行政側から積極的に農薬に関する正しい情報の発信をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、毎年農薬を取り扱う講習会を開催し、最新の情報を提供しています。 ・また、府HP上に農薬のページを設け、府の取組情報の掲載や各種制度の紹介を行っており、今後もページの充実を図り、正確な情報の発信に努めることとします。 ・対応する取組として、農薬講習会の実施や府HP、SNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | <p><3章> 2 (1) 3 (2) <取組> ⑬～⑮、⑳～㉓</p> |
| <p>かつては日常生活の中で子供等が得ていた生活の知識の伝承が難しくなっている。食品の保冷、じゃがいもの芽やスイセンの誤食による食中毒等の些細な情報も含めて、情報提供をお願いしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・府HPに「食の安心・安全きょうと」として、有毒植物による食中毒を含めた食に関する正確な情報を提供しています。 ・今後も正確な情報の窓口として認識いただけるよう、さらに発信を強化していきます。 ・対応する取組として、府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | <p><1章> 1 (5) 2 (2) ウ <3章> 3 (2) <取組> ⑳～㉓</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>食品の提供主体・形態の多様化について、テイクアウトやデリバリーに加え、キッチンカーも増えている。事業者向けの対応だけでなく、消費者への注意喚起や教育が必要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカーが増加している状況は把握しており、事業者への監視・指導を行っています。 ・今後は、HPや講習会等においてテイクアウトと同様にキッチンカーで購入した食品の持ち帰りについても、消費者へ温度管理と早めの喫食などの注意喚起を行っていきます。 ・現状として食品の提供主体・形態が多様化していること、対応する取組として府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | <p>< 2 章 > 1 「食品の提供主体・形態の多様化」に含む < 3 章 > 3 (2) < 取組 > ⑳～㉓</p> |
| <p>高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したが、スーパー等の店頭で安心できる情報がなかった。不正確な情報やコロナの影響で検査が十分にできていない等の不安がある中、やはり、安心できる情報を発信いただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・府HPにも引き続き掲載していくとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレット等を作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供することとします。 ・現状として高病原性鳥インフルエンザの発生が増加していること、対応する取組として養鶏農場への監視を骨子案に記載しています。 | <p>< 1 章 > 1 (3) 2 (2) ア < 3 章 > 1 (1) 3 (2) < 取組 > ③、⑳～㉓</p> |
| <p>○オンライン講習</p> | | |
| <p>実施したオンライン講習は、YouTube に掲載すれば利用者が増えるのではないかと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施したオンライン講習は、内容等に応じて「食の府民大学」(YouTube) に掲載します。 ・取組の展開として、事業者向けにきめ細かく研修機会を提供することを骨子案に記載しています。 | <p>< 3 章 > 2 冒頭</p> |
| <p>○文言の統一</p> | | |
| <p>「遺伝子組換え食品」等の文言を食品安全委員会の用語集等を参考に統一してはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会、関係法令等において定義されている「遺伝子組換え食品」等の文言を使用します。 ・普及啓発版に用語集を掲載します。 | |

令和3年度第1回食の安心・安全審議会（6月3日）委員意見及び府の対応

| 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 府の対応 | 骨子案反映箇所 | 骨子案本文 |
|----------|---|--|-----------|---|
| 食を取り巻く現状 | 新型コロナウイルス感染症は、飲食の場面で感染が拡大することから、テイクアウトやデリバリーの増加以外にも、様々な影響が生じていることを反映してはどうか。唾液による飛沫感染を防ぐため、飲食店は営業時間を短縮し、酒類の提供等を自粛し、消費者は黙食が推奨される等の影響がある。農林漁業者を含め事業者、消費者を守っていく必要がある。 | 新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、本年6月「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」として、Eコマースを活用した販売拡大支援や、それに応えられる農産物の産地づくりなど食関連の施策をとりまとめさらに飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度を開始 こうした現状に加え、関連する課題、対応する取組を骨子案に記載しています。 | 1章1（1）（5） | <p>新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大が続いており、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以来、人々の移動と交流の制約が長期化しています。</p> <p>京都府においても、海外からの観光客は急減し、緊急事態宣言のもと、飲食店への休業要請に伴う府内産高級食材の需要が低下するなど、農林水産業を含む食関連産業に大きな影響が生じており、コロナ禍を踏まえた京都府総合計画の取組方針として、「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」を令和3年6月にとりまとめました。</p> <p>また、食を取り巻く様々な場面においても、感染防止のための三密や接触の回避など、消費者、事業者ともに新しい生活様式への対応が求められる中、京都府では感染防止対策を実施している飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を令和3年7月に開始しました。</p> <p>このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、食品の生産から、流通、消費の各段階に大きな影響をもたらしており、適時適切な対応が必要です。</p> <p>ICT技術の進展を背景に「新しい生活様式」における外出の自粛や在宅時間の拡大もあり、SNSやオンライン動画等インターネットを活用した情報の発信・収集が普及・拡大し、それらを活用する府民が増加しています。</p> |
| | | | 1章2（1）イ | 令和2年度は、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、三密や接触を避けるため、対面型の研修会を自粛 したことから、80%以上達成したのは32の取組に止まりましたが、 オンライン会議の活用や動画のインターネット公開など「新しい生活様式」に対応 して取組を実施することができました。 |
| | | | 1章2（2）ア | 新型コロナウイルス感染症の影響等により、テイクアウト等を開始する事業者 や野生鳥獣肉（ジビエ）など様々な流通食品の衛生管理の不備、不適切表示等食品に由来する事故を未然に防ぐための監視 |
| | | | 2章冒頭 | 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応 しながら、「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」、「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」、「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」の3つの柱を中心に施策を総合的かつ計画的に推進し、これらの取組を通じ、行政、事業者、府民が協働・連携して、食の安心・安全を確保します。 |
| | | | 2章施策の体系 | 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応 しながら、食の安心・安全施策を推進します。 |
| | | | 3章1（2） | また、 テイクアウトや宅配により食品を提供する事業者 への監視・指導を行うだけでなく、大量に広域流通させる食品製造施設や大規模小売店等を中心に流通食品の収去検査により残留農薬やアレルギー物質等の検査を行います。 |
| | | | 3章2冒頭 | 「 新しい生活様式 」への対応として、オンライン配信や「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座等を活用した研修機会の提供により、きめ細かく支援します。 |
| | | | 2（1）イ | 飲食店における食環境の安心・安全を確保するため、府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証する「 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 」を令和3年7月に開始しています。 |
| | | | 3章3冒頭 | 府民の食の信頼感向上のために、「 新しい生活様式 」への対応として、オンライン等を活用したりスクコミュニケーションや「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）等、府民が食の安心・安全について学ぶ場を設け、食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供します。 |
| | | | 施策⑩、㉔他 | 10 テイクアウト を行う飲食店に対する監視指導 26 食の安心・安全に関する オンライン 等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 他 |

| 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 府の対応 | 骨子案反映箇所 | 骨子案本文 |
|----------|--|--|-----------|--|
| 正しい情報の発信 | 正確ではない情報を掲載している雑誌がある。行動計画において、不正確な記事への罰則やインターネット等の記事の監視、抗議等の対応をお願いできないか。 | ICTの発展等により、様々な情報が発信される中、信頼性に欠ける情報もあるため、消費者に正確な情報を発信する必要がある。加えて情報を適切に取捨選択することが重要となることから正確な情報の発信、国と連携した消費者等への注意喚起など対応する取組を骨子案に記載しています。 | 1章1（5） | ICT技術の進展を背景に「 <u>新しい生活様式</u> 」における外出の自粛や在宅時間の拡大もあり、SNSやオンライン動画等インターネットを活用した情報の発信・収集が普及・拡大し、それらを活用する府民が増加しています。 このような変化によって、府民には、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットが高まる一方で、 <u>信頼性に欠ける情報もあるため、行政が正確な情報を発信することに加えて、府民が情報を適切に選択</u> することの重要性が高まっています。 |
| | | | 1章2（2）ウ | 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解 （ア）府民と食品関連事業者の交流 オンライン会議の活用等により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供し、府民と食品関連事業者等の交流による相互理解の促進を支援 （イ）府民の食に関する学習環境の充実 食の安心・安全に関する府民のSNS等の活用機会の増加に対応するため、食の府民大学の動画講座の拡大等正確な情報を発信し、府民が情報を適切に選択する環境を支援 |
| | | | 3章3（1）（2） | 食の安心・安全に関する <u>最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報</u> 、食品関連事業者が取り組むべきこと等、食を取り巻く状況の変化やターゲットに合わせたテーマについて、府民のICT等の対応状況に配慮した上で、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションを開催し、府民と事業者の相互理解を促進します。 府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、 <u>科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在しており、府民が、自らが求めている正しい情報を取捨選択することが難しくなっています</u> 。 このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、 <u>信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、情報を適切に選択</u> することの重要性が高まっています。 そこで、食の安心・安全に関する <u>最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報</u> 、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。 また、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供します。 なお、 <u>消費者庁において、年間を通してインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行っています。景品表示法(優良誤認表示)及び健康増進法(食品の虚偽・誇大表示)の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、SNS等を通じて消費者等への注意喚起が行われています</u> 。京都府においても、引き続き、 <u>国と連携し、消費者等への注意喚起</u> を行います。 |
| | | | 3章4 | 京都府で把握した食の安心・安全に関する情報は、関係課と共有し、内容に応じて市町村、関係機関、府民等に周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する府民への影響が最小限となるよう取組を進めます。 また、府内で <u>食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が発生した場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で速やかに情報共有し、関係部局、警察本部等が連携して初動対応し、健康被害防止、再発防止に努めます</u> 。 さらに、近年増加するインターネット取引については、「 <u>京都府ネット取引等あんしんチーム</u> 」による市町村相談のサポート及び地域別の被害分析や府全域のリアルタイムな相談情報共有により、 <u>食の安心・安全に関する被害が拡大する可能性があれば、関係課と速やかに被害防止や相談情報を共有し、府民への注意喚起等につなげます</u> 。 |
| | | | 施策⑳～㉔ | 26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 |

| 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 府の対応 | 骨子案反映箇所 | 骨子案本文 |
|----------|--|---|-----------|---|
| 正しい情報の発信 | 行政側から積極的に農業に関する正しい情報の発信をお願いしたい。 | 事業者に対しては、毎年農業を取り扱う講習会を開催し、最新の情報を提供しています。 また、府HP上に農業のページを設け、府の取組情報の掲載や各種制度の紹介を行っており、今後もページの充実を図り、正確な情報の発信に努めることとします。 対応する取組として、農業講習会の実施や府HP、SNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | 3章2（1） | 自主的に 残留農薬 を分析する等、自ら法令遵守に取り組む人材の育成を支援するなど、食品の生産から流通、販売に至る各段階において、信頼され続ける事業者の育成に努めます。 食品の安全性向上等のため、 農業講習会を実施し、農薬の取扱いに精通した「農業管理指導士」を計画的に養成 し、農薬の適正使用を進めます。 |
| | | | 3章3（2）* | 府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在しており、府民が、自らが求めている正しい情報を取捨選択することが難しくなっています。 このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、情報を適切に選択することの重要性が高まっています。 そこで、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。 また、 府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農業・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供 します。 なお、消費者庁において、年間を通してインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行っています。景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、SNS等を通じて消費者等への注意喚起が行われています。京都府においても、引き続き、国と連携し、消費者等への注意喚起を行います。 |
| | | | 施策⑬～⑮、⑳～㉓ | 13 農業講習会の開催 14 農業管理指導士の養成 15 自主的に残留農薬分析 26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 |
| | | | | |
| 正しい情報の発信 | かつては日常生活の中で子供等が得ていた生活の知識の伝承が難しくなっている。食品の保冷、じゃがいもの芽やスイセンの誤食による食中毒等の些細な情報も含めて、情報提供をお願いしたい。 | 府HPに「食の安心・安全きょうと」として、有毒植物による食中毒を含めた食に関する正確な情報を提供しています。 今後も正確な情報の窓口として認識いただけるよう、さらに発信を強化していきます。 対応する取組として、府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 | 1章1（5） | ICT技術の進展を背景に「新しい生活様式」における外出の自粛や在宅時間の拡大もあり、SNSやオンライン動画等インターネットを活用した情報の発信・収集が普及・拡大し、それらを活用する府民が増加しています。 このような変化によって、府民には、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットが高まる一方で、信頼性に欠ける情報もあるため、 行政が正確な情報を発信 することに加えて、 府民が情報を適切に選択 することの重要性が高まっています。 |
| | | | 1章2（2）ウ | 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解 （ア）府民と食品関連事業者の交流 オンライン会議の活用等により 食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供 し、府民と食品関連事業者等の交流による相互理解の促進を支援 （イ）府民の食に関する学習環境の充実 食の安心・安全に関する府民のSNS等の活用機会の増加に対応するため、食の府民大学の動画講座の拡大等正確な情報を発信し、 府民が情報を適切に選択する環境を支援 |
| | | | 3章3（2） | *同上 |
| | | | 施策㉔～㉗ | 26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 |

| 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 府の対応 | 骨子案反映箇所 | 骨子案本文 |
|----------|--|--|-------------------------------|---|
| 正しい情報の発信 | <p>食品の提供主体・形態の多様化について、テイクアウトやデリバリーに加え、キッチンカーも増えている。事業者向けの対応だけでなく、消費者への注意喚起や教育が必要</p> | <p>キッチンカーが増加している状況は把握しており、事業者への監視・指導を行っています。 今後は、HPや講習会等においてテイクアウトと同様にキッチンカーで購入した食品の持ち帰りについても、消費者へ温度管理と早めの喫食などの注意喚起を行っていきます。 現状として食品の提供主体・形態が多様化していること、対応する取組として府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。</p> | <p>2章1「食品の提供主体・形態の多様化」に含む</p> | <p>1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保 「新しい生活様式」における食品の提供主体・形態の多様化に対応するとともに、食品による健康被害の未然防止等のため、行政による生産現場等や流通段階での監視、指導、検査等の実施により、食品の安全性を確保し、食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。</p> |
| | | | <p>3章3（2）</p> | <p>府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在しており、府民が、自らが求めている正しい情報を取捨選択することが難しくなっています。 このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、情報を適切に選択することの重要性が高まっています。 そこで、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。 また、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供します。</p> |
| | | | <p>施策②⑥～⑩</p> | <p>26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信</p> |
| 正しい情報の発信 | <p>高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したが、スーパー等の店頭で安心できる情報がなかった。不正確な情報やコロナの影響で検査が十分にできていない等の不安がある中、やはり、安心できる情報を発信いただきたい。</p> | <p>府HPにも引き続き掲載していくとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレット等を作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供することとします。 現状として高病原性鳥インフルエンザの発生が増加していること、対応する取組として養鶏農場への監視を骨子案に記載しています。</p> | <p>1章1（3）</p> | <p>令和2年度には、高病原性鳥インフルエンザが、国内で過去にない規模で発生し、豚熱も拡大しており、養殖二枚貝類の貝毒対策を含めて、生産現場の監視等とともに、情報不足による風評被害を防止するため、消費者への適切な情報提供が必要です。</p> |
| | | | <p>1章2（2）ア</p> | <p>生産現場等の監視 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生防止やトリガイ、カキ類等の養殖で、貝毒蓄積を防止するための監視</p> |
| | | | <p>3章1（1）</p> | <p>安心・安全な京都府産農林水産物の生産には、適正に製造、販売された飼料や農薬などの資材を、生産者が適切に使用することが大前提です。さらに、世界的に抗菌薬（抗生物質）が効かない薬剤耐性菌感染症の拡大が懸念され、国も人体への抗菌薬の使用はもとより、畜水産分野についても、慎重使用を更に進めているところです。また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生を防止するためには、畜産農家による日頃からの家畜の適切な飼育と疾病の侵入防止対策の実施が何より重要です。 そこで、農作物の生産農家に対し、農薬の使用状況を確認し、適正使用や農薬の適切な保管について指導するとともに、消費者の信頼を確保するため、栽培履歴等の情報開示を推進します。 また、全ての畜産農家に対して、飼料や動物用医薬品の適正使用や飼養管理等について指導するとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病予防法等に基づく検査や飼養衛生管理基準遵守の点検を行い、家畜伝染病の発生予防に継続して取り組むとともに、適切に情報提供して、風評被害の防止に努めます。</p> |

| 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 府の対応 | 骨子案反映箇所 | 骨子案本文 |
|----------|---|--|-----------|---|
| 正しい情報の発信 | 高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したが、スーパー等の店頭に安心できる情報がなかった。不正確な情報やコロナの影響で検査が十分にできていない等の不安がある中、やはり、安心できる情報を発信いただきたい。 | 府HPにも引き続き掲載していくとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレット等を作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供することとします。現状として高病原性鳥インフルエンザの発生が増加していること、対応する取組として養鶏農場への監視を骨子案に記載しています。 | 3章3（2） | 府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在しており、府民が、自らが求めている正しい情報を取捨選択することが難しくなっています。 このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、情報を適切に選択することの重要性が高まっています。 そこで、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。 また、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農業・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供します。 |
| | | | 施策③、②⑥～③⑩ | 3 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 |
| オンライン講習 | 実施したオンライン講習は、YouTubeに掲載すれば利用が増えるのではないかと。 | 実施したオンライン講習は、内容等に応じて「食の府民大学」（YouTube）に掲載します。取組の展開として、事業者向けにきめ細かく研修機会を提供することを骨子案に記載しています。 | 3章2冒頭 | 「新しい生活様式」への対応として、オンライン配信や「食の府民大学」（京都府食の安全・食育YouTube）の動画講座等を活用した研修機会の提供により、きめ細かく支援します。 |
| 文言の統一 | 「遺伝子組換え食品」等の文言を食品安全委員会の用語集等を参考に統一してはどうか。 | 食品安全委員会、関係法令等において定義されている「遺伝子組換え食品」等の文言を使用します。普及啓発版に用語集を掲載します。 | — | — |

令和3年度第1回食の安心・安全審議会(令和3年6月3日)における意見及び府の対応

参考2

協議事項(1) 第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和2年度施策の実績・取組効果について(資料1-1、1-2)

| 行動計画 | 項目 | 御意見の要旨(審議会後の御意見を含む) | 審議会時の府の回答 | 府の対応【骨子案反映箇所】 | 担当課 |
|-------|------------|---|---|---|----------------|
| 17 | 食の健康づくり応援店 | 食の健康づくり応援店のアウトカム評価について、府民の野菜摂取量や食塩摂取量を確認する予定と書いているが、「エネルギー表示」、「野菜たっぷりメニュー」、「塩分ひかえめメニュー」、「アレルギー表示」の取組状況の内訳はどうか。大学食堂における応援店の普及について、論文を書いたので、学生食堂においても普及に努められたい。 | 802店舗の内、コンビニ300店で主にエネルギー表示、アレルギー表示が450店となっています。 引き続き、大学食堂を含めて応援店の普及に努めます。 | 同左 | 健康対策課 |
| 28 | 収去検査 | 新型コロナウイルス感染症対策及び検査機関の新型コロナウイルス検査体制確保のため、収去検査を一部中止した部分について、どのように対応するのか。 | 昨年度中止した検査項目については、今年度の検査計画の中で確認していく予定です。 | 同左 | 生活衛生課 |
| 41 | 食べ残しゼロ推進店舗 | 「食べ残しゼロ」の文言は、消費者への啓発に見えるが、店舗側への取組か。題名と内容の関係が分かりにくい。 | 飲食店の食品ロス削減の取組を通じて、消費者への啓発も想定した取組です。 | 「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度の内容について、事業者及び消費者の理解促進につながる啓発を引き続き推進します。 | 循環型社会推進課 |
| | | 「食品ロス削減推進店舗」とした方が、店を選ぶ顧客に分かりやすいのではないか。 | - | | 循環型社会推進課 |
| 41 | 食べ残しゼロ推進店舗 | 先日、欠席者分の弁当を持ち帰りたい旨、相談したところ、飲食店からは食中毒防止のため、持ち帰れないとの回答があった。ドギーバックの取組も必要ではないか。 | 食中毒防止のため、店内用に提供した食材の持ち帰りは慎重に対応されたものと考えます。 「食べ残しゼロ推進店舗(飲食店・宿泊施設版)」の認定要件の一つにドギーバックの取組も含まれており、保健所と連携の上、引き続き推進します。 | 同左 | 循環型社会推進課、生活衛生課 |
| | | 実施したオンライン講習は、YouTubeに掲載すれば利用者が増えるのではないか。 | ③⑤食の府民大学の取組で「食育シンポジウム」等をYouTubeで公開しており、全体で令和2年度に11,778回再生されています。オンラインの活用が広がっていることを踏まえた対応が必要と考えています。 | ・実施したオンライン講習は、内容等に応じて「食の府民大学」(YouTube)に掲載します。 ・取組の展開として、事業者向けにきめ細かく研修機会を提供することを骨子案に記載しています。 【<3章>2冒頭】 | 農政課、全課 |
| 全般、35 | オンライン講習 | 国の審査を受ける「特定保健用食品」と、国の審査がなく届出のみで表示可能な「機能性表示食品」の違いを知らない消費者が多く、課題と考えている。また、6月からの食品等のリコール制度開始等正確な情報提供をお願いする。 | 京都府公式ホームページ「食の安心・安全きょうと」等により、食に関する正確な情報を提供していきます。 | 同左 | 健康対策課、生活衛生課 |

協議事項(2) 第6次京都府食の安心・安全行動計画(令和4年~6年度)の概要案について(資料2)

| 資料 | 項目 | 御意見の要旨(審議会後の御意見を含む) | 審議会時の府の回答 | 府の対応【骨子案反映箇所】 | 担当課 |
|-----|----------|---|---|--|--------------------|
| P.3 | 食を取り巻く現状 | 新型コロナウイルス感染症は、飲食の場面で感染が拡大することから、テイクアウトやデリバリーの増加以外にも、様々な影響が生じていることを反映してはどうか。 唾液による飛沫感染を防ぐため、飲食店は営業時間を短縮し、酒類の提供等を自粛し、消費者は黙食が推奨される等の影響がある。農林漁業者を含め事業者、消費者を守っていく必要がある。 | CO ₂ メーターによる換気の見える化や飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度の検討等進めており、新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、計画を作成します。 | 新型コロナウイルスの様々な影響を踏まえて、本年6月「京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略」として、Eコマースを活用した販売拡大支援や、それに応えられる農産物の産地づくりなど食関連の施策をとりまとめ さらに飲食店の感染防止対策に係る新たな認証制度を開始 こうした現状に加え、関連する課題、対応する取組を骨子案に記載しています。 【<1章>1(1)(5)、2(1)イ、2(2)ア<2章>冒頭、施策の体系<3章>1(2)、2冒頭、2(1)、3冒頭<取組>⑩、⑯他】 | 農政課、生活衛生課、健康対策課、全課 |

| 資料 | 項目 | 御意見の要旨（審議会後の御意見を含む） | 審議会時の府の回答 | 府の対応 【骨子案反映箇所】 | 担当課 |
|--------------------|--------------|---|---|---|---|
| P. 4、5 課題 取組 | 正しい情報の 発信 | 正確ではない情報を掲載している雑誌がある。行動計画において、不正確な記事への罰則やインターネット等の記事の監視、抗議等の対応をお願いできないか。 | 府内の生産物の安心安全の取組を団体と連携して行っています。府は正確な情報提供で、消費者、生産者を守る取組を行います。行動計画の文面は府で検討し、骨子案でご意見をいただきます。 | ICTの発展等により、様々な情報が発信される中、信頼性に欠ける情報もあるため、消費者に正確な情報を発信する必要がある。加えて情報を適切に取捨選択することが重要となることから正確な情報の発信、国と連携した消費者等への注意喚起など対応する取組を骨子案に記載しています。 【<1章>1(5)、2(2)ウ、<3章>3(1)(2)、4<取組>②⑥～⑩】 | 農政課、 生活衛生課、 健康対策課、 消費生活安全センター、 全課 |
| | | 行政側から積極的に農業に関する正しい情報の発信をお願いしたい。 | 京都府HPに「食の安心・安全きょうと」として食に関する正確な情報を提供しています。正確な情報の窓口として認識いただけるよう、さらに発信していきます。 | 事業者に対しては、毎年農業を取り扱う講習会を開催し、最新の情報を提供しています。また、府HP上に農業のページを設け、府の取組情報の掲載や各種制度の紹介を行っており、今後もページの充実を図り、正確な情報の発信に努めることとします。対応する取組として、農業講習会の実施や府HP、SNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 【<3章>2(1)、3(2)<取組>⑬～⑮、⑳～㉑】 | 農産課 |
| | | かつては日常生活の中で子供等が得られていた生活の知識の伝承が難しくなっている。食品の保冷、じゃがいもの芽やスイセンの誤食による食中毒等の些細な情報も含めて、情報提供をお願いしたい。 | 府HPに「食の安心・安全きょうと」として、有毒植物による食中毒を含めた食に関する正確な情報を提供しています。今後も正確な情報の窓口として認識いただけるよう、さらに発信を強化していきます。対応する取組として、府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 【<1章>1(5)、2(2)ウ<3章>3(2)<取組>⑳～㉑】 | 生活衛生課、 全課 | |
| | | 食品の提供主体・形態の多様化について、テイクアウトやデリバリーに加え、キッチンカーも増えている。事業者向けの対応だけでなく、消費者への注意喚起や教育が必要 | キッチンカーが増加している状況は把握しており、事業者への監視・指導を行っています。今後は、HPや講習会等においてテイクアウトと同様にキッチンカーで購入した食品の持ち帰りについても、消費者へ温度管理と早めの喫食などの注意喚起を行ってまいります。現状として食品の提供主体・形態が多様化していること、対応する取組として府HPやSNS等で正確な情報を提供することを骨子案に記載しています。 【<2章>1「食品の提供主体・形態の多様化」に含む<3章>3(2)<取組>⑳～㉑】 | 生活衛生課、 消費生活安全センター、 全課 | |
| | | 高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したが、スーパー等の店頭で安心できる情報がなかった。不正確な情報やコロナの影響で検査が十分にできていない等の不安がある中、やはり、安心できる情報を発信いただきたい。 | 高病原性鳥インフルエンザ発生農場から、感染した鶏や卵は出荷されませんが、正確な情報を分かりやすく発信することで、消費者の不安や心配を解消するとともに、生産者の風評被害を防止することは大切な観点と考えています。 | 府HPにも引き続き掲載していくとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレット等を作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供することとします。現状として高病原性鳥インフルエンザの発生が増加していること、対応する取組として養鶏農場への監視を骨子案に記載しています。 【<1章>1(3)、2(2)ア<3章>1(1)、3(2)<取組>③、⑳～㉑】 | 畜産課、 生活衛生課、 全課 |
| P. 13 | 府民 アンケート | アンケートで年次推移が示され、府の食の安全について、安心だと思う方の増加や食品の安全に関する情報の取得方法として、インターネット利用の増加がよく分かる結果となっている。 | 御意見ありがとうございます。 | - | 農政課 |
| 全般 | 文言の統一 | 「遺伝子組換え食品」等の文言を食品安全委員会の用語集等を参考に統一してはどうか。 | 文言を整理・確認します。 | 食品安全委員会、関係法令等において定義されている「遺伝子組換え食品」等の文言を使用します。普及啓発版に用語集を掲載します。 | 健康対策課、薬務課、 生活衛生課、全課 |

令和2年度第2回食の安心・安全審議会(令和3年3月18日)における意見及び府の対応

協議事項(1) 第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和3年度施策の目標について(参考として令和2年度施策の実績見込を掲載)(資料1-1、1-2)

| 行動計画 | 項目 | 御意見の要旨(審議会後の御意見を含む) | 審議会時の府の回答 | 府の対応 | 担当課 |
|-----------|-------------|---|---|--|---------------------|
| 全般 | コロナ禍への対応・評価 | 研修会等では、開催回数は少なくなっても、オンライン化や動画視聴など工夫されている。動画再生回数など、新たな評価指標を検討してはどうか。 | 実績による効果として、研修会等は理解度アンケート結果等を評価指標とします。動画再生回数等、新たな評価指標を検討します。 目指す姿の文言を整理・確認します。 | 理解度の確認として、アンケート結果等による評価を基本としますが、動画の活用により開催した場合は、動画再生回数等、実施内容に応じた評価方法を検討します。 | 全課 |
| | | 目指す姿について、③知識や意識の向上、④④意識の向上、⑤選択力の向上等の違いと評価方法はどうか。行動計画に取り組んだ結果として、目指す姿がどのように達成されたかが大切 | 補足:令和元年度から3月の審議会では年度末見込数値であるため、「取組内容・実績」のみを報告し、「実績による効果」は年度末数値の確定後、翌年の審議会で報告することとしています。 | | |
| | | コロナ禍による研修等の対応はどのようにしているか。オンラインでZOOM等が活用されているが、関心度や効果はどうか。 | 対面の研修会では広い会場で感染症対策を徹底し実施しました。オンライン開催では、距離や時間を問わないため、幅広く多くの方に参加いただけました。一方、オンラインに不慣れな方には、参加のハードルとなるので、周知の工夫をしていきます。 | 動画視聴(YouTube)による開催を行った研修会では、感染予防ができて良かったことや聞き逃したところも繰り返し再生可能であることなどについて前向きな意見がありました。今後とも、研修会の内容や参加者の規模等に応じて、集合形式、オンライン又はその両方の形式での開催を検討します。 | 全課 |
| 2、5 | HACCP研修会 | 令和3年6月にHACCPが義務化されるため、現状の計画は、研修会開催は令和2年度までとなっているが、対応に悩まれている小規模事業者も多いのではないかと丁寧な対応をお願いします。また、農家は野菜を漬物に加工するとHACCPの対象となり、同様に対応が必要 | 保健所の相談対応を引き続き行うとともに、計画の記載方法を検討します。 | 引き続き、「HACCPに沿った衛生管理」を含む法改正の内容について研修会等での周知を行います。平成30年度策定時の計画では、令和3年度における目標実施回数を設定していませんでしたので、追加の取組として前2か年と同様に25回を目標数値として追記しました。農林水産物直売所等を対象に行う、販売力強化のための実践的な研修会に合わせて、HACCPや食品表示等の新しい制度についても周知します。 | 生活衛生課 流通・ブランド戦略課 |
| 8 | 自主的な残留農薬分析 | ⑧「自主的な残留農薬分析」では、検査数の考え方はどのように設定され、検査結果はどうか。 | 自主検査に取り組む団体に確認して回答します。別途、府においては⑧「食品衛生法に基づく食品等の取組検査」の取組で、流通する野菜などを検査しており、令和2年度実績(99検体)で基準値の超過はありません。 | 府内農業団体が、府内産農産物の安全性を確保するため、市場に出荷する前の府内産農産物を品目、産地、出荷時期、出荷量等を考慮して検体を集め、残留農薬の分析を実施しました。今年度の出荷前検査では、1検体で基準値超過が認められたため、当検体を栽培していたほ場の作物は全て破棄し、市場への出荷を止めることができました。併せて、再発防止に向け、農薬の適正使用を徹底するよう指導しました。 | 農産課 |
| | | 自主検査における基準値超過について、検出された農薬の使用実態、農薬使用の記録により原因が分かり、農家、消費者に対し、正確な広報ができ安全・安心な農作物の供給につながると思われる。 | - | これまでから農業者には、農薬を使用した場合、生産履歴や農薬受払簿への記帳を指導しています。ご指摘のとおり原因の究明や対策を講じるためにも、今後一層記帳の徹底を推進します。また、自主検査の状況等を京都府HPに掲載し、安全・安心な農作物の供給状況について、府民への情報発信に努めます。 | 農産課 |
| 6、7、19、22 | 農薬の研修、指導 | 研修等により、農家、消費者に農薬の安全性評価、農薬登録制度の詳細を指導し、農薬の使用法の遵守、正確な記録(トレーサビリティ)を徹底し、検出された原因を説明できることが重要 | - | 毎年、農薬講習会を開催し、農薬の適正使用等の研修を実施しています。本研修は農薬関係者に限定していませんので、消費者も参加しやすい周知方法を検討します。また、安全性評価や農薬登録制度については、講習会の項目として検討します。 | 農産課 |

| | | | | | |
|-------|----------------|---|--|--|-----------------|
| 14 | ボランティア向け食の安全講習 | 実績にある食生活改善推進員の他、実際に動いている様々なボランティアの方へも周知されたい。 | 様々な団体に動いていただいております。可能な団体から情報共有しています。今後も周知を進めます。 | 同左 | 農政課、健康対策課、生活衛生課 |
| 20 | 鳥インフルエンザ | 今年、国内で鳥インフルエンザが発生している中、スーパーで安全に問題がない等の表示がないが、説明や表示はされているのか。 | 発生農業の鶏や卵は全て処分しており、安全なものが市場に出るので、心配はありません。なお、鳥インフルエンザに感染した鶏の肉や卵を食して感染した事例はなく、府HPで食べても安全と表記しています。再度、表記や説明を徹底します。 | 府のHP掲載も分かりやすく工夫するとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレットを作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供できるような検討します。 | 畜産課 |
| 41、42 | 食の安心・安全の考え方 | ④、「食べ残しゼロ推進店舗の登録拡大」は、食の安心・安全行動計画として適当なのか。 | 第5次計画において、食品ロスは食を大切にしている意識の向上に向けた計画の1つとしています。次期6次計画は食の安全に絞って策定すべきかを検討・整理し、改めてお示しします。 | 次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えております。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されており、これらの計画との役割分担を整理してまいりたいと考えております。 | 全課、循環型社会推進課 |

協議事項（2）第6次食の安心・安全行動計画（令和4年～6年度）の策定について（資料2）

| 資料 | 項目 | 御意見の要旨 | 審議会時の府の回答 | 府の対応 | 担当課 |
|-----|---|---|---|--|--------------------------------|
| P.5 | 食の安心・安全の考え方 | 審議会の「食の安心・安全」という名称は、審議会発足時と状況が異なる中で適切か。対象が食の安全以外の食全般になってきていないか。 | 食の安全に限らず、幅広く「食を取り巻く現状」を記載しています。次期6次計画は食の安全に絞って策定すべきかを検討・整理し、改めてお示しします。 | 次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えております。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されており、これらの計画との役割分担を整理してまいりたいと考えております。 | 全課 |
| P.5 | 食を取り巻く現状 | インターネット販売、フードバンク、フードドライブ等、様々な経路で動く食品の安全について配慮が必要 | 食を取り巻く現状の御意見として承知しました。 | インターネットや広域流通する食品への対応については、引き続き、国や他自治体と連携して監視指導を行います。 | 生活衛生課、消費生活安全センター、循環型社会推進課、農政課他 |
| | | リスクコミュニケーションが実施されているが、食について関心の高い人の参加が多い。人生100年時代の健康保持のため、減塩、健康食品による健康被害、ゲノム編集食品について、府民が誰でも参加しやすく理解できる場が必要 | | 引き続き、社会情勢の変化や消費者の需要に応じたりスクミ等を行います。府民が誰でも参加しやすく理解できる取組とします。健康食品等の利用に関する講習会は、出前語らい・専門職員派遣により、府内各保健所及び保健環境研究所において実施しています。 | 健康対策課、生活衛生課、薬務課、農政課他 |
| | | 輸入食品の安全確保は基本的には国が対応し、府の対応はあまりないのではないのか。 | | 輸入食品については、国(検疫所)による水際対策が基本となりますが、実際に府内に流通する輸入食品の収去検査を行うことで、より確実に違反食品の排除のための措置を講じることができ、もって府民の安全確保をより担保することができます。 | 生活衛生課 |
| | ハラール、ベジタリアン等は基準が曖昧で、国や人によっても基準が異なるため、京都版としての認定が必要ではないか。 | | 過去のインバウンド研修は、ハラール等について、飲食店等が食材等の情報を発信することで、利用者が選択できることが大切という趣旨で開催しています。また、食に関する習慣は多様であることから府で基準を示すことは考えていません。 | 農政課 | |

| | | | | | |
|--------------|---------------------------|--|---|--|----------------|
| P.5 | 食を取り巻く現状 | 「4 物流の国際化・価値観の多様化」のSDGs、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理は、時代が進み持続可能な社会に向けて取り組む課題として認識され、広く行政、企業等々で取り込まれている。「物流の国際化・価値観の多様化」と捉えるのではなく、例えば「持続可能な社会の実現の視点」とし、その中に水産エコラベルが含まれると思われる。 | - | SDGs、食品ロス削減等は、「国際化・価値観の多様化」に限らず、「持続可能な社会の実現の視点」として捉え、水産エコラベルも含め「食を取り巻く現状」の項目を整理します。 | 全課 |
| P.6 必要な取組 | 33、37、38 食の府民大学、情報発信 | 消費者にとって、食の安全をはじめとした食に関する行政からの正確な情報は重要です。農業等の事業者研修においても、復習が可能で理解レベルの向上が期待できる動画配信を活用してはどうか。これらのように「食の府民大学」の講座数の増加、内容の充実など動画を重要な位置付けとしてはどうか。また、広報、情報発信については、従来の関連団体等へのお知らせから、必要とする個人が情報を取りに行くように変化していることや、インターネットでの食品購入は消費者力が必要なことを踏まえると、HPの整備も重要。京都府のHACCP漫画、カレンダーも良い取組であるが、浜松市のHACCP動画は検索上位の良い事例。 | - | 社会情勢に応じた正確な情報発信を行います。「食の府民大学」、YouTubeによる動画配信、HP等を通じて、誰もが容易に利用できる方法を検討します。 | 全課 |
| | 33、34 協働サポーター、ヤングサポーター | 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターの活躍を期待するのであれば、有償を検討してはどうか。 | - | 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターについては、食の安心・安全の知識を広く気軽に情報交換いただくため、ボランティアでの取組としています。有償での活用について、御意見として承知しました。 | 農政課、消費生活安全センター |
| | 地球温暖化、SDGs | 地球温暖化による異常気象や災害等の対策も必要だが、食を通じたエネルギーの地域循環、環境教育や地産地消もCO2排出抑制において重要視されている。また、SDGsに沿った政策を作る流れも流行しており、検討してはどうか。 | - | 次期6次計画に向けて、食の安心・安全の範囲や第4次食育推進計画、令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画や府の他計画との役割分担の整理を検討します。SDGsを踏まえた考え方についても検討します。 | 全課 |

報告事項

- (1) 令和3年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について（資料3）
- (2) 令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について（資料4-1）
- (3) 令和2年度京都府の食に係る取組について（資料4-2）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について（資料5）

| 資料 | 項目 | 御意見の要旨 | 審議会時の府の回答 | 府の対応 | 担当課 |
|-------------|----------|---|--|---|-------|
| 資料3 P.16 | 遺伝子組換え食品 | 遺伝子組換え食品はどのような検査をしているのか。 | 遺伝子組換え食品は表示義務があります。府内で流通している遺伝子組換え表示のない食品を収去し、大豆、とうもろこしの遺伝子組換えで生じる物質が入っているかを検査します。 | 令和3年度も引き続き遺伝子組換え食品に係る検査を行います。 | 生活衛生課 |
| | | 遺伝子組換え食品の検査について、遺伝子組換えで生じる物質の検査の詳細はどのような内容か。遺伝子組換えの食品表示について、生産者、消費者への周知を徹底されたい。 | - | 遺伝子組換え食品の検査については、PCR検査により、組換え遺伝子を検出する方法で実施しています。大豆は、Roundup Ready Soybean、Liberty Link Soybean及びRoundup Ready2 Yieldの3種類。トウモロコシは、CBH351の1種類について検査しています。さらに詳細な技術情報は、生活衛生課にご相談ください。 食品表示については、引き続き、国と連携して、事業者、消費者が必要な情報を入手しやすいよう工夫して周知を行います。 | 生活衛生課 |

第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定について

R3.3 審議会における主な意見

Q・・・質問、A・・・回答

○全般

食の安心・安全の考え方

Q1 審議会の「食の安心・安全」という名称は、審議会発足時と状況が異なる中で適切か。対象が食の安全以外のことも含む食全般になってきているのではないか。

A1 次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えています。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されることから、これらの計画との役割分担を整理したいと考えています。

○食を取り巻く現状

通販・フードバンク

Q2 インターネット販売、フードバンク、フードドライブ等、様々な経路で動く食品の安全についても配慮が必要ではないか。

A2 インターネットや広域流通する食品への対応については、引き続き、国や他自治体と連携して監視指導等を行います。

リスクミ・府民参加

Q3 リスクコミュニケーションが実施されているが、食について関心の高い人の参加が多い。人生100年時代の健康保持のため、減塩、健康食品による健康被害、ゲノム編集食品について、府民が誰でも参加しやすく理解できる場が必要

A3 引き続き、社会情勢の変化や消費者の需要に応じたリスクミ等を行うなど、府民が誰でも参加しやすく理解できる取組とします。健康食品等の利用に関する講習会は、出前語り・専門職員派遣により、府内各保健所及び保健環境研究所において実施しています。

輸入食品

Q4 輸入食品の安全確保は基本的には国が対応し、府の対応はあまりないのではないか。

A4 輸入食品については、国（検疫所）による水際対策が基本となりますが、実際に府内に

流通する輸入食品の収去検査を行うことで、より確実に違反食品の排除のための措置を講じることができ、もって府民の安全確保をより担保することができます。

ハラール・ベジタリアンに関する研修

Q5 ハラール、ベジタリアン等は、国や人によっても基準が異なるため、京都版としての認定が必要ではないか。

A5 過去のハラール等についての研修は、飲食店等が食材等の情報を発信することで、利用者が選択できることが大切という趣旨で開催しています。

また、食に関する習慣は多様であることから府で基準を示すことは考えていません。

SDGs・食品ロス・エシカル消費・水産資源管理

Q6 「4 物流の国際化・価値観の多様化」の SDGs、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理は、時代が進み持続可能な社会に向けて取り組む課題として認識され、広く行政、企業等々で取り組まれている。「物流の国際化・価値観の多様化」と捉えるのではなく、例えば「持続可能な社会の実現の視点」とし、その中に水産エコラベルが含まれると思われる。

A6 SDGs、食品ロス削減等は、「国際化・価値観の多様化」に限らず、水産エコラベルも含めて、「持続可能な社会の実現の視点」とし、「食を取り巻く現状」の項目に整理します。

○必要な取組

食の府民大学・情報発信

Q7 消費者にとって、食の安全をはじめとした食に関する行政からの正確な情報は重要です。農薬等の事業者研修においても、復習が可能で理解レベルの向上が期待できる動画配信を活用してはどうか。「食の府民大学」の講座数の増加、内容の充実など動画を重要な位置付けとしてはどうか。

また、広報、情報発信については、従来に関連団体等へのお知らせから、必要とする個人が情報を取りに行くように変化していることや、インターネットでの食品購入は消費者力が必要なことを踏まえると、HP の整備も重要

A7 社会情勢に応じた正確な情報発信を行います。「食の府民大学」、YouTube による動画配信、HP 等を通じて、誰もが容易に利用できる方法を検討します。

協働サポーター・ヤングサポーター

Q8 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターの活躍を期待するのであれば、有償を検討してはどうか。

A8 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターについては、食の安心・安全の知

識を広く気軽に情報交換いただくため、ボランティアでの取組としています。
有償での活用について、御意見として承知しました。

地球温暖化・SDG s

Q9 地球温暖化による異常気象や災害等の対策も必要だが、食を通じたエネルギーの地域循環、環境教育や地産地消も CO2 排出抑制において重要視されている。

また、SDG s に沿った政策を作る流れも流行しており、検討してはどうか。

A9 次期 6 次計画に向けて、食の安心・安全の所掌範囲や第 4 次食育推進計画、令和 3 年度策定予定の食品ロス削減推進計画や府の他計画との役割分担の整理を検討します。

SDG s を踏まえた考え方についても検討します。

第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定について
R3.2 消費者団体（*）との意見交換会における主な意見

Q・・・質問、A・・・回答、O・・・意見

消費者向け啓発

Q1 腹痛や下痢等の食の事故は、飲食店等よりも家庭において発生しやすいと思う。食品の扱い方など、親から子へと家庭内での伝承が少なくなっている傾向もある。一般の消費者に対する啓発はどのように行われているのか。

A1 食中毒に対する注意を促すお知らせを行っているほか、「食の府民大学」として、食中毒に関するものを含め、食の選択力を向上する動画を公開し、府民に向けて啓発している。

通販・輸入食品

Q2 近年、ネット通販等を利用して、海外のものを含め、食品を取り寄せる事例が増えている。取り寄せられた食品の検査は、どのような体制で行われ、どの部局が責任を負っているのか。

A2 通販サイトで販売されている商品に貼付されている食品表示は、食品表示法の適用を受ける。優良誤認表示等は、景品表示法に抵触する可能性がある。

食品衛生上では、輸入食品についても収去検査を実施している。また、食中毒や異物混入などは、製造者が責任を負うこととなり、管轄の保健所が調査に入る仕組みになっている。

アレルギー

Q3 お子さんに食物アレルギーがあるお母さん達を対象に料理教室を開催しているが、アレルギーについて更に勉強したいという声をよく聞く。しかし、アレルギーに関する知識の啓発は、各自治体の足並みが揃っておらず、学校の対応等にも差異がある。京都府として、統一した施策を講じていただけないか。

A3 アレルギーは、行動計画の中でも、児童生徒への個別取組プランの作成率の向上という形で取組を進めている。取組主体である教育庁とも協力して、更に強化していきたい。

また、アレルギーに関する一般的な情報であれば、個別に保健所に問い合わせいただいてもお答えができる。

さらに、京都府職員の「出前語らい」制度で、学校単位、子ども食堂単位などでアレルギーに関する勉強の機会であれば、最寄りの保健所に相談いただければ対応できる。

ヤングサポーター

Q4 食の安心・安全ヤングサポーターについて、5次計画から新規で始められて期待をしている。今現在の登録者数や、第6次計画でも継続されるのかについて、今現在の考えをうかがいたい。

A4 現在の登録者数は56名で、今年度の目標人数60人に対しては現段階で93%の達成率となっている。今年度は大学において、オンライン授業が多く、養成研修会もリモートで開催するなどして養成を進めている。

次期計画に継続して目標に掲げるかは現段階では検討中だが、令和3年度までの目標人数は合計100人となっており、今後更に養成を進めていく。

エシカル消費

01 最近の消費者教育においては、エシカル消費が重要になっている。新しい学習指導要領では、持続可能な社会の担い手をつくるのがクローズアップされており、学校教育の場においても、エシカル消費は重要性を増している。当団体においても、エシカルコーナーを設けるなどの取組を行ってきたが、十分とは言い難い。事業者にとって、エシカル消費は選択肢に入りにくい。エシカル消費は、啓発していくと思うが、別の角度からも進めていく必要があるのではないかと考えている。

ゲノム編集食品

02 次期計画で取り上げるべき事項について、昨今、ゲノム編集技術応用食品が話題になっており、既に製品化されているものもあると聞くので、食の信頼感の更なる向上の中に取り入れてはいかがか。

また、現行の柱に付け加えるとするならば、エシカル消費やエシカルな食というのが、これからの時代では大事なことだと思うので、SDGsと絡めた方向性の柱をつけ加えてはどうか。

(*) 消費者団体

京都府生活協同組合連合会

NPO 法人コンシューマーズ京都

NPO 法人京都消費生活有資格者の会